滋賀県域道路啓開計画(案)

令和7年1月

滋賀県域道路啓開計画策定ワーキンググループ

道路啓開計画の目次構成

	目	次	
はじめに 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p2	5. 啓開作業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p53
総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	р3	5-1. 発災時の行動計画・・・・・・・・・	p54
【地震編】	_	5-2. 道路啓開の作業要領・・・・・・ 5-3. 道路啓開の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p62 p64
1. 前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p5	5-4. 人員・資機材等の 備蓄・調達計画・・・・	p73
1-1. 本計画の位置づけ······ 1-2. 本計画の対象地震······	p6 p8	明留 明定計画 5-5. 関係機関の役割分担・・・・・・ 5-6. 道路啓開の担当割付・・・・・・・	p85
1-3. 対象エリアの設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p9	5-6. 追路咨用仍担当制的*******	p86
2. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p10	管内別道路啓開図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p87
2-1. 滋賀県域の被災想定・・・・・・ 2-2. 道路啓開の概要・・・・・・・・・・	p11 p12	【雪害編】	
2-3. 啓開ルート計画の考え方・・・・・	p14	1. 雪害における道路啓開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p97
2-4. 道路啓開の目標・・・・・・・・・・・	p16	1-1. 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2. 雪害時におけるタイムライン・・	p98 p99
3. 啓開ルート計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p17	1-3. 啓開作業(除雪作業)・・・・・・	p100
3-1. 主要拠点の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p18	1-4. 乗員保護の取り組み・・・・・・・	p101
3-2. 啓開ルートの選定・・・・・・・・・・	p26	【火山編】	
4. 情報収集·連絡·連携······	p33	1. 火山における道路啓開・・・・・・・・・	p103
4-1. 指示連絡系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p34	1-1. 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2. 火山における道路啓開・・・・・・	p104 p105
4-2. 情報収集・連絡手段の確保 及び運用方法・・・・・	n36	1 2. 人田1-0317 の垣町百冊	p 103
及い建用力法*****	p36	継続的な取組み【共通】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p106

はじめに(用語の定義)

用語	定義
道路啓開	◆ 緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段 差修正により救援ルートを開けることをいう。
災害対策本部	◆ 災害時に、近畿地方整備局、県、市町等にそれぞれ臨時に設置されるものであり、災害対応に係る指揮や支援を行うとともに、関係者間の連携を円滑に行うための情報共有や応援要請等を行う組織である。
災害協定業者	◆ 災害時に、近畿地方整備局、県、市町等を支援するための協定を締結している建設業者等の民間事業 者を指す。
主要拠点	◆ 人命救助及び、緊急物資輸送のために災害時にアクセスすべき拠点である。人命救助、広域支援において重要な防災拠点や道路啓開の指揮所となる拠点事務所、発災直後から必要な施設、県・市町の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設等を選定している。
基幹ルート	◆ 救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通機能を有している、また、主要拠点への進出ルートへのアクセスが容易であるルート。災害後、迅速に安全性を確認するルート。
主要拠点への進出ルート	◆ 基幹ルートと防災上の主要な拠点を結ぶルート。
啓開ルート	◆ 上記の「基幹ルート」と「主要拠点への進出ルート」を総称して「啓開ルート」という。
緊急交通路	◆ 大規模災害が発生した場合(もしくはまさに発生しようとしている場合)災害応急対策を迅速円滑に実施 するため、災害対策基本法の規定により、公安委員会が道路の区間を指定して、その区間における緊 急通行車両当以外の車両について、通行の禁止又は制限を行う路線。
タイムライン	◆ 災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、 「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。



道路啓開に係る取組の全国的な動向

- ▶ 東日本大震災では、過酷な活動環境の下での迅速かつ的確な初動対応が求められたが、震災 直後から速やかに展開された「道路啓開」が救助・救援活動等に大きく貢献した。
- ▶ 近畿管内では、南海トラフ地震による被害が想定される3府県(和歌山県・大阪府・兵庫県)にて、「協議会・ワーキング」を設立の上、道路啓開計画を作成し、運用している。
- ▶ 令和6年6月の防災基本計画の修正において、国は関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画(雪害、火山災害含む)を作成することが義務づけられた。

滋賀県での検討趣旨

- ▶ 琵琶湖西岸断層帯地震をはじめとする大規模災害を考慮した迅速な道路啓開を可能とする体制の構築が求められる。
- ▶ 大規模災害時においても早期に緊急輸送道路等の機能を確保するため、滋賀県域の道路管理者及び交通管理者間で情報共有・連携する体制の構築を目的とし、道路法28条の2に基づいた、「滋賀県域道路啓開計画策定ワーキンググループ」(以下、「ワーキンググループ」と称す)を設立する。
- ▶ ワーキンググループの関係各者の協働により、道路啓開の考え方や対応、連絡体制等を検討し、発災時の救助・救援を支える「道路の啓開」を迅速・適切に行うことのできる道路啓開計画(案)を策定する。

【地震編】

1. 前提条件

1-1. 本計画の位置づけ

1. 1. 1 本計画の位置づけ

上位計画や県内の既往計画との整合に留意しつつ、各管理者の横断的な協働・連携を前提とした 道路啓開計画の策定を推進。

上位計画

■全国、近畿地方を対象 とした活動計画

内閣府

- ■「南海トラフ地震における 具体的な応急活動に関す る計画」
- ■「南海トラフの巨大地震 モデル検討会(二次報 告)」

被害想定及び活動計画

国土交通省

■「南海トラフ巨大地震対策 計画 近畿地方 地域対策 計画(案)第1版」

被害想定及び活動計画

これまでの取り組み

■滋賀県緊急輸送道路ネットワーク 計画等策定協議会「滋賀県緊急輸 送道路ネットワークワーキンググル ープ」での取り組み

新たに設置

上位計

画と

の整合と反映

<u>滋賀県域</u> 道路啓開計画策定 ワーキンググループ

滋賀県域 道路啓開計画(案)

各管理者の横断的連携を前提とした 滋賀県内における 道路啓開計画

県内の既往計画等

■滋賀国道事務所、滋賀県、高速道路管理者 が処理すべき防災に関する業務の大綱

国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所

■「災害対策運営計画」

-- 緊急交通路の確保

滋賀県

■「滋賀県地域防災計画」

緊急交通路の確保

■「滋賀県災害時受援計画」

受援計画

高速道路管理者等

- ■西日本高速道路株式会社 防災業務計画、BCP
- ■中日本高速道路株式会社 防災業務計画、BCP

災害活動を整理したBCP

県内の既往計画等との整合と反

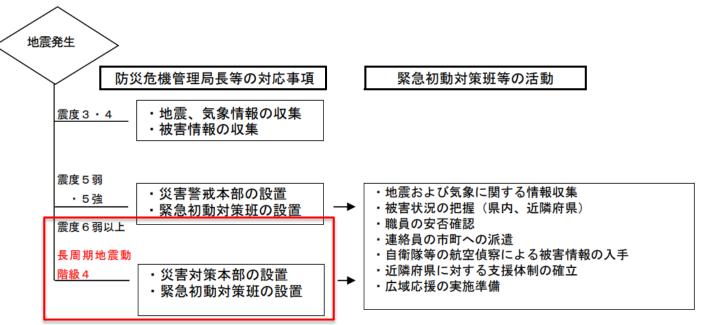
1-1. 本計画の位置づけ

1.1.2 道路啓開計画の発動基準

「滋賀県域道路啓開計画」は、滋賀県域において震度6弱以上の震度が観測された場合、または 長周期地震動階級4が観測された場合に運用。

■滋賀県における災害対策本部の設置基準

【地震発生初期の措置】



出典:滋賀県地域防災計画(震災対策編)

■道路啓開計画の停止基準

滋賀県の災害対策本部の廃止基準に準ずる。

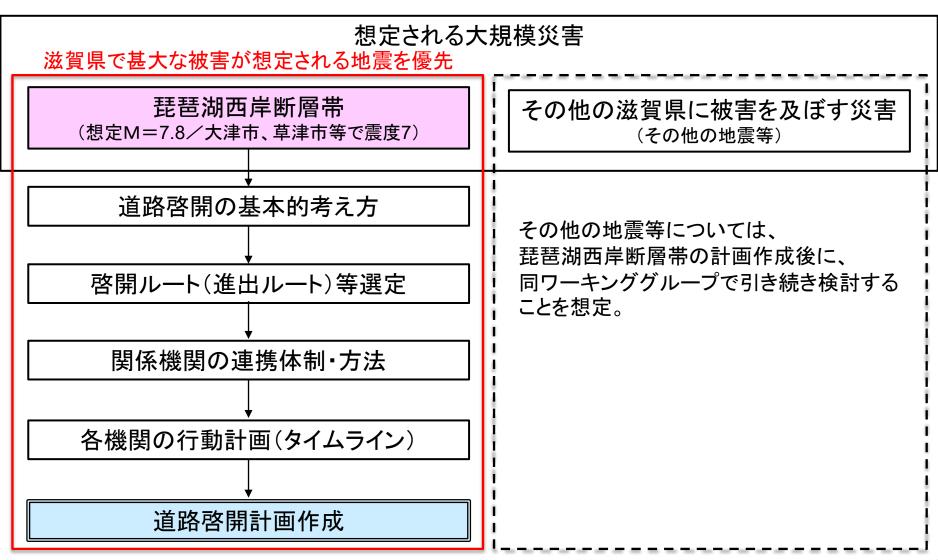
※ただし、滋賀県域において道路啓開がすべて完了した場合等は、必要に応じて滋賀県庁に設置した道路啓開一元化窓口を一時的に解散する場合がある。

(理由)

人命救助の「72時間の壁」を意識して、緊急輸送道路等の道路啓開を完了させることを目標としているが、引き続き、断続的に発生する余震等により、救助・救援ルートを確保する必要があること を想定し、滋賀県の災害対策本部が廃止されるまでとする。

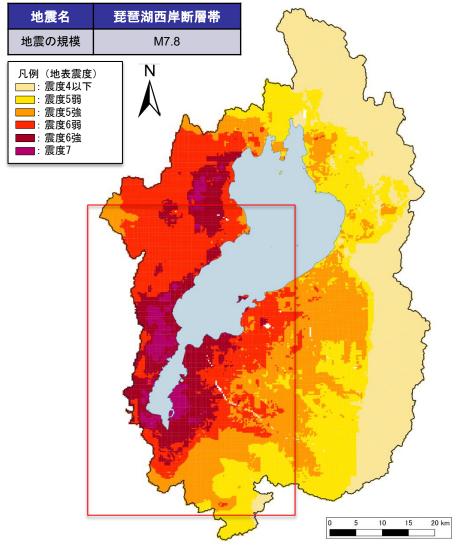
1-2. 本計画の対象地震

- 滋賀県で甚大な被害が想定される「琵琶湖西岸断層帯」を優先し、道路啓開計画策定に取り組む。
- ▶ その後、滋賀県に影響を及ぼすその他の地震等に対する計画の検討を想定。

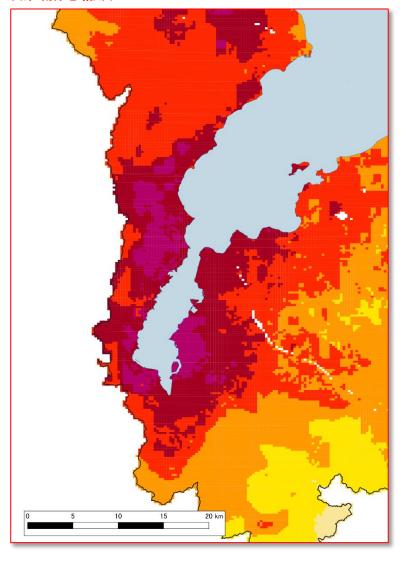


1-3. 対象エリアの設定

- ▶ 被害想定は、「滋賀県地震被害想定(平成26年3月)」(滋賀県)を採用。
- ※ 滋賀県全域を対象として検討。



大津·南部地域拡大

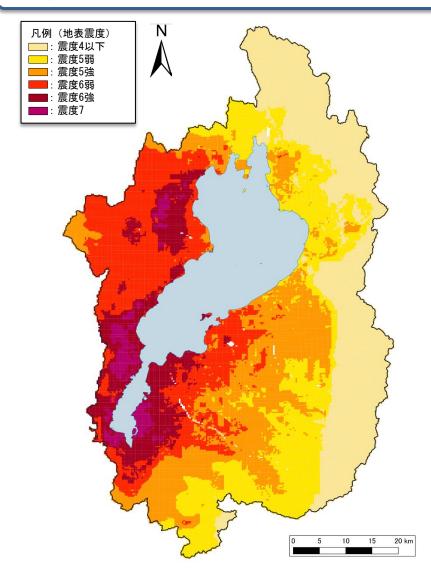


琵琶湖西岸断層帯地震の想定震度分布(case2)

2. 基本的な考え方

2-1. 滋賀県域の被災想定

- 琵琶湖西岸断層帯の最大震度は7。
- 震度7は大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、近江八幡市、高島市と広域に分布。



琵琶湖西岸断層帯地震の被災想定※1

断層名			琵琶湖西岸断層帯			
ケース			南部カ	南部から断層破壊(case2)		
発生時刻			夏正午	冬夕方	冬深夜	
最大予測震度				震度7		
	死者(人)		1,384	1,992	2,182	
人的被害	負傷者	(人)	13,515	17,199	21,039	
	うち重傷者(人)		1,117	1,439	1,742	
	全壊棟数(棟)		38,504			
建物被害	半壊棟数(棟)		83,856			
		È焼棟数 [8m./s) (棟)	76	3,818	32	

※1 出典:滋賀県「滋賀県地震被害想定」(平成26年3月)

2-2. 道路啓開の概要

2. 2. 1 道路啓開とは

- 緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、 簡易な段差修正により救援ルートを通行可能にすることをいう。
- ▶ 大規模災害では、応急復旧の前に救援ルートを確保する道路啓開が必要となる。

発災



道路啓開



応急復旧



本復旧



復興

道路啓開の位置づけ~発災から復興までのフロー

出典:国土交通省ホームページ

がれき等の 除去



道路啓開



橋梁段差の 解消





2-2. 道路啓開の概要

2.2.2 道路啓開の作業要領

道路施設にかかる主な被害

- ①橋梁段差
- ②瓦礫等
- ③放置車両等
- ④土砂(落石や自然斜面の崩壊)



4車線区間では上下各1車線とした計2 車線を確保し、対面2車線区間では1車 線の道路幅員※を確保すべく、道路啓 開を実施。

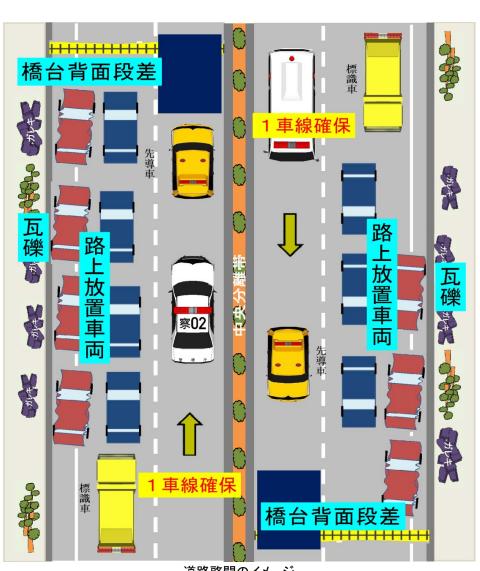
※普通車がすれ違える幅員を考慮



放置車両の撤去イメージ



瓦礫等の除去イメージ



道路啓開のイメージ

出典:大阪府域道路啓開協議会「大阪府域道路啓開計画(案)」(平成31年3月策定)一部加筆

2-3. 啓開ルート計画の考え方

2.3.1 主要拠点選定の考え方

▶ 内閣府「南海トラフ地震における具体的応急対策活動に関する計画」(具体計画)、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画」、「滋賀県地域防災計画」等で定められた防災拠点、災害拠点病院、その他応急復旧活動に必要な施設等を主要拠点として選定。

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
①広域防災拠点	災害時に広域応援のベースキャンプや救援・物資輸 送にあたって利活用が可能な施設	国、県等で定めている 以下の施設 広域進出拠点 広域物流拠点 等	内閣府指定拠点(「南海トラフ地震における 具体的な応急活動に関する計画」) 緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
②物資拠点	災害時に県内の備蓄物資および県外から供給される物資を受け入れ、地域内の拠点や避難所等への輸送機能を有している拠点	備蓄基地 物流拠点 等	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
③災害対策拠点	災害時に道路啓開実施の司令塔としての機能を有 している施設	国土交通省 県庁 県土木事務所 市役所·町役場	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出 【国土交通省】国土交通省関係庁舎 【県庁】災害対策本部が設置される庁舎 【県土木事務所】現地災害対策本部が設置 される庁舎 【市役所・町役場】災害対策本部が設置される庁舎
④救命活動拠点	災害時に傷病者の受入れや医療救護チームの派遣 を行う拠点、あるいはそれらの機能を補完する拠点	災害拠点病院 等	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
⑤救助活動拠点	災害時に道路啓開実施の実行機能を保有している 拠点、あるいは救命救助活動の司令塔としての機能 を有している拠点	消防本部·署 警察本部·署 自衛隊駐屯地	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出 【消防本部・署】滋賀県内の消防本部・消防署 【警察本部・署】滋賀県警察本部・警察署 【自衛隊駐屯地】滋賀県内の駐屯地
⑥輸送活動拠点	災害時に人員、物資、燃料及び資機材等の輸送機 能を有している拠点	空港、港湾、漁港 ヘリポート 鉄道駅前広場	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
⑦ライフライン拠点	災害時に特に早期の復旧が必要となるライフライン の拠点	高速道路会社・公社 ライフライン関連施設 放送局 等	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
⑧その他拠点	その他の応急復旧に必要となる施設	広域避難地	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出

[※] 迅速な啓開作業に向け、土木事務所及び参集拠点等を優先拠点とし、優先的に拠点までのルートを啓開

2-3. 啓開ルート計画の考え方

2. 3. 2 啓開ルート選定の考え方

- 地震被害想定を踏まえ、内閣府の緊急輸送ルート、緊急輸送道路、緊急交通路指定候補路線等との整合を考慮して啓開すべき道路を選定。
- 道路の大規模被災(落橋や大規模な段差発生等)により、早期(72時間以内)に復旧が困難な場合については、迂回路や空路を活用したアクセスルートの確保を検討。

■基幹ルート:

<選定の観点>

- ①救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通機能を有していること
- ②地震による被害が小さく、早期(24時間以内)に安全確認が可能なこと
- ③「主要拠点への進出ルート」へのアクセスが容易であること

■主要拠点への進出ルート:

く選定の観点>

- ①目的地(主要拠点)までのアクセスが容易であること
- ②啓開作業効率を考慮し、幅員が広いこと、地震による被害が小さいこと など

2-4. 道路啓開の目標

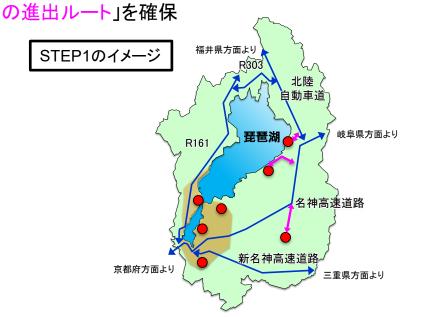
2. 4. 1 啓開STEP

- 人命救助を目指した救助・救援ルートを確保するため、発災後概ね72時間以内に「基幹ルート」、「主要拠点への進出ルート」の道路啓開の完了を目標。
- ▶ しかしながら、東日本大震災では、道路啓開が概ね完了するまで7日間を要したことから、被災の 状況によっては、72時間以降も道路啓開を継続する場合がある。

【STEP1⇒24時間以内概ね完了目標】

各方面から大津市等へ向かう「基幹ルート」を確保 (安全性を確認)

甚大な被害が発生していない区域の「主要拠点へ



【STEP2⇒72時間以内概ね完了目標】

甚大な被害が発生している区域の「主要拠点への進出ルート」を確保 (必要に応じて迂回路を確保)



: 甚大な被害が発生している区域 : 主要拠点

→ : 基幹ルート
→ : 主要拠点への進出ルート

基幹ルート: 救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート(自動車専用道路等で設定) 主要拠点への進出ルート: 基幹ルートと防災上の主要な拠点を結ぶルート(一般国道、県道、市道等で設定) ※上記のルートを総称して「啓開ルート」とする。

3. 啓開ルート計画

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(1/7)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点施設名	関連計画※
			中核給油所、DMAT陸路参集拠点	土山SA 《上り線》	内閣府具体計画
			広域進出拠点、中核給油所	賤ケ岳SA 《上り線》	内閣府具体計画
			広域進出拠点、中核給油所	賤ケ岳SA 《下り線》	内閣府具体計画
	災害時に広域応援	同 旧体一点从一	広域進出拠点、中核給油所	草津PA 《下り線》	内閣府具体計画
	のベースキャンプや	国、県等で定めて	広域進出拠点	大津SA 《上り線》	内閣府具体計画
D広域防災拠点	救援・物資輸送に	いる以下の施設 広域進出拠点	広域進出拠点	大津SA《下り線》	内閣府具体計画
	あたって利活用が	広域物流拠点 等	航空搬送拠点	滋賀医科大学グラウンドおよび体育館	内閣府具体計画
	可能な施設	丛域物加速点 守	航空搬送拠点	滋賀県立大学未利用地および多目的ホール	内閣府具体計画
			広域物資輸送拠点	浅野運輸倉庫(株)第7号倉庫	内閣府具体計画
			広域物資輸送拠点	センコー(株)守山PDセンター3号倉庫	内閣府具体計画
			広域物資輸送拠点	日本通運(株)大津支店甲賀2号倉庫	内閣府具体計画
			物流拠点	県立体育館	緊路ネットワーク計画
			物流拠点	琵琶湖競艇場第1無料駐車場	緊路ネットワーク計画
			物流拠点	びわこ文化公園	緊路ネットワーク計画
			物流拠点	湖西浄化センター	緊路ネットワーク計画
			物流拠点	彦根総合スポーツ公園	緊路ネットワーク計画
			物流拠点	長浜ドーム	緊路ネットワーク計画
	災害時に県内の備		物流拠点	滋賀県立男女共同参画センター	緊路ネットワーク計画
	蓄物資および県外		物流拠点	草津市立草津クレアホール	緊路ネットワーク計画
No. 1 to 1 to 1 to 1	から供給される物	/# ** # 116	物流拠点	湖南中部浄化センター	緊路ネットワーク計画
物資拠点	資を受け入れ、地	備蓄基地	物流拠点	水口スポーツの森	緊路ネットワーク計画
欠頁に続く)	域内の拠点や避難	物流拠点 等	物流拠点	陶芸の森	緊路ネットワーク計画
	所等への輸送機能		物流拠点	希望ヶ丘文化公園	緊路ネットワーク計画
を有している拠点		物流拠点	文化産業交流会館	緊路ネットワーク計画	
			物流拠点	奥びわスポーツの森	緊路ネットワーク計画
			物流拠点	びわ湖こどもの国	緊路ネットワーク計画
			物流拠点	多賀工業団地	緊路ネットワーク計画
			物流拠点	湖南工業団地	緊路ネットワーク計画
			物流拠点	鴻池運輸(株)滋賀流通センター営業所	緊路ネットワーク計画
			物流拠点	(株)ダイコーロジサービス第2倉庫	緊路ネットワーク計画

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(2/7)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点施設名	関連計画
			広域防災拠点(備蓄基地)	日本通運(株)大津支店	緊路ネットワーク計画
			広域防災拠点(備蓄基地)	滋賀県陸上輸送協同組合	緊路ネットワーク計画
			広域防災拠点(備蓄基地)	辻運輸(有)	緊路ネットワーク計画
			広域防災拠点(備蓄基地)	アヤハ運輸倉庫(株)湖東倉庫	緊路ネットワーク計画
			広域防災拠点(備蓄基地)	日本通運(株)滋賀支店彦根事業所	緊路ネットワーク計画
			広域防災拠点(備蓄基地)	日本通運(株)長浜支店	緊路ネットワーク計画
			広域防災拠点(備蓄基地)	日本通運(株)滋賀ターミナル	緊路ネットワーク計画
			広域防災拠点(備蓄基地)	滋賀貨物運輸(株)湖西営業所	緊路ネットワーク計画
			道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 びわ湖大橋米プラザ	緊路ネットワーク計画
	災害時に県内の備		道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 くつき新本陣	緊路ネットワーク計画
	蓄物資および県外		道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 しんあさひ風車村	緊路ネットワーク計画
②物資拠点	から供給される物 資を受け入れ、地	備蓄基地	道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 近江母の郷	緊路ネットワーク計画
公 物貝拠点	域内の拠点や避難	物流拠点 等	道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 あいとうマーガレットステーション	緊路ネットワーク計画
	所等への輸送機能		道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 あいの土山	緊路ネットワーク計画
	を有している拠点		道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 湖北みずどりステーション	緊路ネットワーク計画
			道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 草津	緊路ネットワーク計画
			道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 竜王かがみの里	緊路ネットワーク計画
			道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 マキノ追坂峠	緊路ネットワーク計画
			道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 藤樹の里あどがわ	緊路ネットワーク計画
			道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 塩津海道あぢかまの里	緊路ネットワーク計画
			道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 せせらぎの里こうら	緊路ネットワーク計画
			道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 妹子の郷	緊路ネットワーク計画
			道路空間を利用した防災拠点等	奥永源寺渓流の里	緊路ネットワーク計画
			道路空間を利用した防災拠点等	道の駅 アグリパーク竜王	緊路ネットワーク計画
			県庁舎	滋賀県庁舎(災害対策本部)	緊路ネットワーク計画
			県合同庁舎(災害対策地方本部)	滋賀県南部合同庁舎	緊路ネットワーク計画
	/// cts n.t. / _ \		県合同庁舎(災害対策地方本部)	滋賀県甲賀合同庁舎	緊路ネットワーク計画
	災害時に道路啓開 実施の司令塔とし	国土交通省 県庁	県合同庁舎(災害対策地方本部)	滋賀県東近江合同庁舎	緊路ネットワーク計画
③災害対策拠点 (次頁に続く)	美施の可令塔とし ての機能を有して	^{県丁} 県土木事務所	県合同庁舎(災害対策地方本部)	滋賀県湖東合同庁舎	緊路ネットワーク計画
(人員に称く)	いる施設	市役所・町役場	県合同庁舎(災害対策地方本部)	滋賀県湖北合同庁舎	緊路ネットワーク計画
	- 0,010		県合同庁舎(災害対策地方本部)	滋賀県高島合同庁舎	緊路ネットワーク計画
			道路管理者事務所	滋賀県大津土木事務所	緊路ネットワーク計画
			道路管理者事務所	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	緊路ネットワーク計画

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(3/7)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点施設名	関連計画
		(TORK) OZEZZNEUZ/	役場庁舎	大津市役所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	木戸支所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	草津市役所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	守山市役所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	栗東市役所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	野洲市役所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	中主防災コミュニティーセンター	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	湖南市役所東庁舎	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	西庁舎	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	甲賀市役所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	土山地域市民センター	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	甲賀地域市民センター	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	甲南地域市民センター	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	信楽地域市民センター	緊路ネットワーク計画
	《中叶小子吸动眼	国工去这少	役場庁舎	近江八幡市役所	緊路ネットワーク計画
	災害時に道路啓開 実施の司令塔とし	国土交通省 県庁	役場庁舎	安土町総合支所	緊路ネットワーク計画
③火舌刈束拠点 (次頁に続く)	ての機能を有して	県土木事務所	役場庁舎	東近江市役所	緊路ネットワーク計画
(OCALCANO)	いる施設	市役所・町役場	役場庁舎	蒲生支所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	永源寺支所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	五個荘支所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	能登川支所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	愛東支所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	湖東支所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	日野町役場	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	竜王町役場	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	彦根市役所	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	愛荘町秦荘庁舎	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	愛知川庁舎	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	豊郷町役場	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	甲良町役場	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	多賀町役場	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	米原市役所本庁舎	緊路ネットワーク計画
			役場庁舎	山東支所	緊路ネットワーク計画

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(4/7)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点施設名	関連計画	
		(「「ななりなどだがは、	役場庁舎	長浜市役所	緊路ネットワーク計画	
			役場庁舎	浅井支所	緊路ネットワーク計画	
			役場庁舎	虎姫支所	緊路ネットワーク計画	
			役場庁舎	湖北支所	緊路ネットワーク計画	
			役場庁舎	びわ支所	緊路ネットワーク計画	
			役場庁舎	北部合同庁舎	緊路ネットワーク計画	
			役場庁舎	西浅井支所	緊路ネットワーク計画	
			役場庁舎	余呉支所	緊路ネットワーク計画	
	災害時に道路啓開	国土交通省	役場庁舎	高月支所	緊路ネットワーク計画	
		県庁	役場庁舎	高島市役所	緊路ネットワーク計画	
③災害対策拠点		県土木事務所	役場庁舎	今津支所	緊路ネットワーク計画	
	いる施設	市役所·町役場	役場庁舎	マキノ支所	緊路ネットワーク計画	
			役場庁舎	朽木支所	緊路ネットワーク計画	
			役場庁舎	安曇川支所	緊路ネットワーク計画	
			役場庁舎	高島支所	緊路ネットワーク計画	
			国土交通省関係庁舎	国土交通省滋賀国道事務所	緊路ネットワーク計画	
			国土交通省関係庁舎	彦根維持出張所	緊路ネットワーク計画	
			国土交通省関係庁舎	草津維持出張所	緊路ネットワーク計画	
			国土交通省関係庁舎	堅田維持出張所	緊路ネットワーク計画	
			国土交通省関係庁舎	国土交通省琵琶湖河川事務所	緊路ネットワーク計画	
			日赤等医療関連	日本赤十字社滋賀県支部	緊路ネットワーク計画	
			総合病院等	大津赤十字病院	緊路ネットワーク計画	
			総合病院等	市立大津市民病院	緊路ネットワーク計画	
	災害時に傷病者の		総合病院等	滋賀医科大学医学部付属病院	緊路ネットワーク計画	
	受入れや医療救護		総合病院等	彦根市立病院	緊路ネットワーク計画	
4)救命活動拠点	チームの派遣を行 う拠点、あるいはそ	災害拠点病院 等	総合病院等	長浜赤十字病院	緊路ネットワーク計画	
	つ拠点、めるいはそ れらの機能を補完		総合病院等	近江八幡市立総合医療センター	緊路ネットワーク計画	
	する拠点		総合病院等	済生会滋賀県病院	緊路ネットワーク計画	
	-		総合病院等	淡海医療センター	緊路ネットワーク計画	
			総合病院等	公立甲賀病院	緊路ネットワーク計画	
				総合病院等	高島市民病院	緊路ネットワーク計画

3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(5/7)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点施設名	関連計画
		(TOSKI) OZEZNEK	警察署等	滋賀県警察本部	緊路ネットワーク計画
			警察署等	滋賀県警交通機動隊	緊路ネットワーク計画
			警察署等	滋賀県警機動隊	緊路ネットワーク計画
			警察署等	滋賀県警機動警察隊	緊路ネットワーク計画
			警察署等	高速道路交通警察隊本隊•栗東分駐隊	緊路ネットワーク計画
			警察署等	彦根分駐隊	緊路ネットワーク計画
			警察署等	信楽分駐隊	緊路ネットワーク計画
			警察署等	大津警察署	緊路ネットワーク計画
			警察署等	草津警察署	緊路ネットワーク計画
			警察署等	守山警察署	緊路ネットワーク計画
			警察署等	甲賀警察署	緊路ネットワーク計画
			警察署等	近江八幡警察署	緊路ネットワーク計画
			警察署等	東近江警察署	緊路ネットワーク計画
	災害時に道路啓開		警察署等	彦根警察署	緊路ネットワーク計画
	実施の実行機能を		警察署等	米原警察署	緊路ネットワーク計画
	保有している拠点、	消防本部	警察署等	長浜警察署	緊路ネットワーク計画
⑤救助活動拠点	あるいは救命救助	警察本部	警察署等	木之本警察署	緊路ネットワーク計画
	活動の司令塔とし	自衛隊 駐屯地	警察署等	高島警察署	緊路ネットワーク計画
	ての機能を有して		警察署等	大津北警察署	緊路ネットワーク計画
	いる拠点		消防本部等	大津市消防局	緊路ネットワーク計画
			消防本部等	湖南広域消防局	緊路ネットワーク計画
			消防本部等	甲賀広域行政組合消防本部	緊路ネットワーク計画
			消防本部等	東近江行政組合消防本部	緊路ネットワーク計画
			消防本部等	愛知消防署	緊路ネットワーク計画
			消防本部等	彦根市消防本部	緊路ネットワーク計画
			消防本部等	湖北地域消防本部	緊路ネットワーク計画
			消防本部等	米原消防署	緊路ネットワーク計画
			消防本部等	長浜消防署東浅井分署	緊路ネットワーク計画
			消防本部等	長浜消防署伊香分署	緊路ネットワーク計画
			消防本部等	高島市消防本部	緊路ネットワーク計画
			消防本部等	滋賀県消防学校	緊路ネットワーク計画
			自衛隊	陸上自衛隊大津駐屯地	内閣府具体計画
			自衛隊	陸上自衛隊今津駐屯地	緊路ネットワーク計画

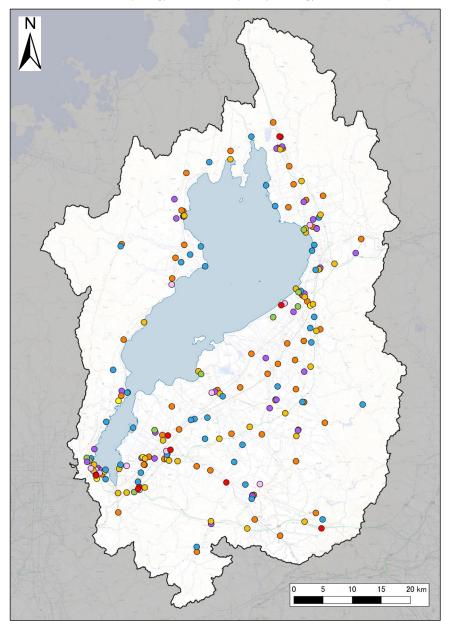
3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(6/7)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点施設名	関連計画
種別	主な機能(代	土は機能(代表的な選定施設)	ヘリポート ヘリポート 港湾、漁港 港湾、漁港 港湾、漁港 港湾、漁港 港湾、漁港 港湾、漁港	滋賀県警航空隊へリポート 滋賀県防災航空隊へリポート 大津港 彦根港 長浜港 びわ湖大橋港 南小松港 近江今津港	緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画
	災害時に人員、物 資、燃料及び資機 材等の輸送機能を 有している拠点	空港、港湾、漁港へリポート鉄道駅前広場	港湾、漁港 港湾、漁港 港湾、漁港 港湾、漁港 鉄道駅前広場等 鉄道駅前広場等 鉄道駅前広場等 鉄道駅前広場等 鉄道駅前広場等 鉄道駅前広場等 道路空間を利用した防災拠点等 道路空間を利用した防災拠点等等 道路空間を利用した防災拠点等等 道路空間を利用した防災拠点等等 道路空間を利用した防災拠点等等	瀬田西IC 瀬田東IC 栗東IC 栗東湖南IC 竜王IC	緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計計画 緊路ネットワーク計計画 緊路ネットワーク計計計画 緊路ネットワーク計計画 緊路ネットワーク計計画 緊路ネットワーク計計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画
		道路空間を利用した防災拠点等 道路空間を利用した防災拠点等 道路空間を利用した防災拠点等 道路空間を利用した防災拠点等 道路空間を利用した防災拠点等 道路空間を利用した防災拠点等 道路空間を利用した防災拠点等	湖東三山SIC 彦根IC 米原IC 長浜IC (仮)小谷城SIC	緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画 緊路ネットワーク計画	

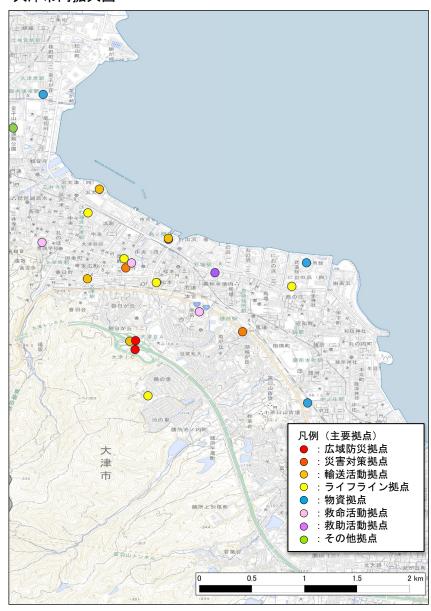
3.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)(7/7)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
種別	主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点施設名	関連計画
			道路空間を利用した防災拠点等	草津田上IC	緊路ネットワーク計画
	災害時に人員、物	空港、港湾、漁港	道路空間を利用した防災拠点等	信楽IC	緊路ネットワーク計画
⑥輸送活動拠点	資、燃料及 び資機 材等の輸送機能を	ヘリポート	道路空間を利用した防災拠点等	甲南IC	緊路ネットワーク計画
	有している拠点	鉄道駅前広場	道路空間を利用した防災拠点等	甲賀土山IC	緊路ネットワーク計画
	110 00 012/11		道路空間を利用した防災拠点等	多賀SA(多賀SIC下りのみ)	緊路ネットワーク計画
			高速道路会社、公社等	滋賀県道路公社	緊路ネットワーク計画
			高速道路会社、公社等	中日本高速道路(株) 名古屋支社 彦根保全・サービスセンター	緊路ネットワーク計画
	災害時に特に早期	高速道路会社·公社	高速道路会社、公社等	西日本高速道路㈱関西支社 滋賀高速道路事務所	緊路ネットワーク計画
⑦ライフライン拠点	の復旧が必要とな	ライフライン関連施設	ライフライン管理者	関西電力送配電(株)滋賀本部	緊路ネットワーク計画
	るライフラインの拠 点	放送局 等	ライフライン管理者	NTT(株)滋賀支店	緊路ネットワーク計画
	ATT.		ライフライン管理者	大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部	緊路ネットワーク計画
			放送局	NHK(日本放送協会)大津放送局	緊路ネットワーク計画
			放送局	BBCびわ湖放送	緊路ネットワーク計画
			日赤等医療関連	琵琶湖開発総合管理所	緊路ネットワーク計画
			広域避難地	皇子山運動公園	緊路ネットワーク計画
			広域避難地	皇子ヶ丘公園	緊路ネットワーク計画
			広域避難地	びわこ文化公園	緊路ネットワーク計画
	スの州の古色海川		広域避難地	守山市民運動公園	緊路ネットワーク計画
⑧その他拠点	た必要となる施設	その他の応急復旧 「必要」たる佐郎 広域避難地	広域避難地	近江八幡市立運動公園	緊路ネットワーク計画
	I-必安C4つ他設		広域避難地	豊公園	緊路ネットワーク計画
			広域避難地	金亀公園	緊路ネットワーク計画
			広域避難地	千鳥ヶ丘公園	緊路ネットワーク計画
			広域避難地	荒神山公園	緊路ネットワーク計画

3.1.2 主要拠点の選定(拠点位置図)



大津市内拡大図



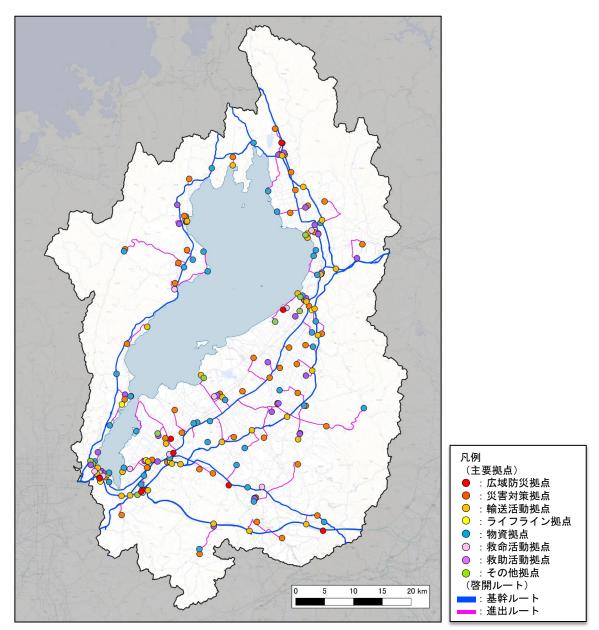
3. 2. 1 啓開ルートの選定

- > 「基幹ルート(救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート)」は、自動車 専用道路、一般国道等からの選定を基本として11路線を選定。
- ▶ 主要拠点と基幹ルートを結ぶ路線のうち、緊急輸送ルート・緊急輸送道路・緊急交通路指定候補 路線を基本とし、啓開作業効率を考慮した「主要拠点への進出ルート」を選定。
- ▶ ルートの起点は、広域支援部隊の受援を考慮し、自動車専用道路のICを原則とする。

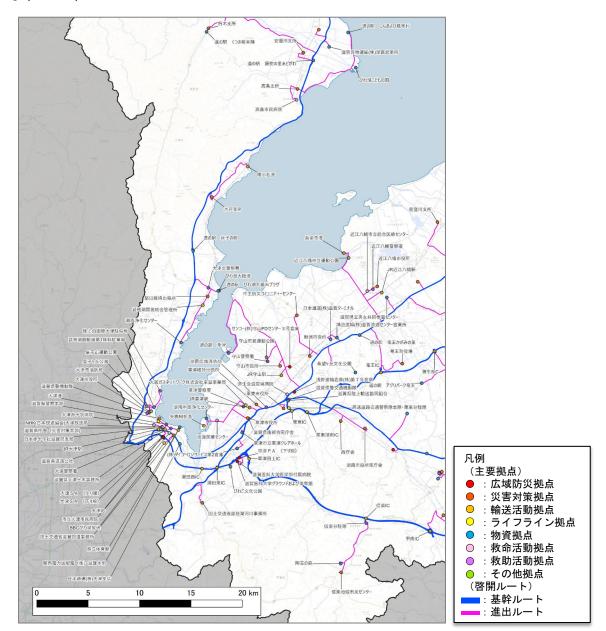
■選定した基幹ルート

想定路線	内閣府具体計画	緊急輸送道路ネットワーク計画	緊急交通路指定候補路線等
国道161 号	緊急輸送ルート(国管理一般道路)	第1次緊急輸送道路	主として指定する路線(高速道路等)
湖西道路	緊急輸送ルート(国管理自動車専用道路)	第1次緊急輸送道路	主として指定する路線(高速道路等)
西大津BP	緊急輸送ルート(国管理一般道路)	第1次緊急輸送道路	主として指定する路線(高速道路等)
北陸自動車道	緊急輸送ルート(高速道路会社管理道路)	第1次緊急輸送道路	主として指定する路線(高速道路等)
名神高速道路	緊急輸送ルート(高速道路会社管理道路)	第1次緊急輸送道路	主として指定する路線(高速道路等)
新名神高速道路	緊急輸送ルート(高速道路会社管理道路)	第1次緊急輸送道路	主として指定する路線(高速道路等)
京滋BP	緊急輸送ルート(高速道路会社管理道路)	第1次緊急輸送道路	2次的候補路線(国道)
国道8号	_	第1次緊急輸送道路	2次的候補路線(国道)
国道1 号	_	第1次緊急輸送道路	2次的候補路線(国道)
国道303号	_	第1次緊急輸送道路	2次的候補路線(国道)
国道21号	_	第1次緊急輸送道路	2次的候補路線(国道)

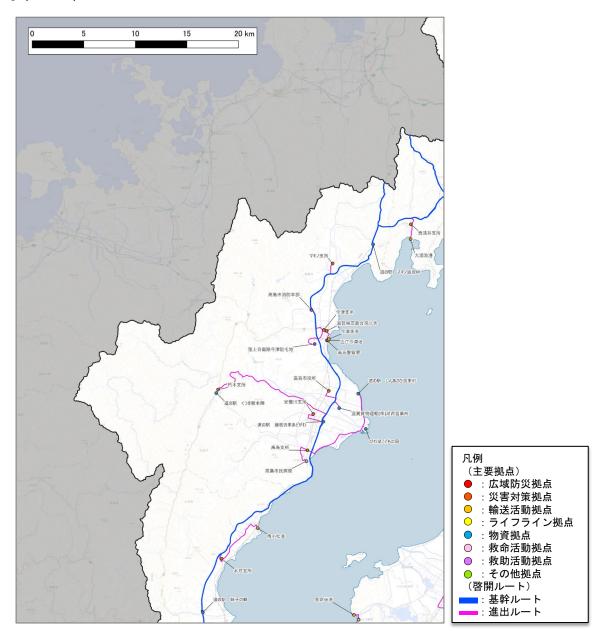
3. 2. 2 啓開ルート図【全域】



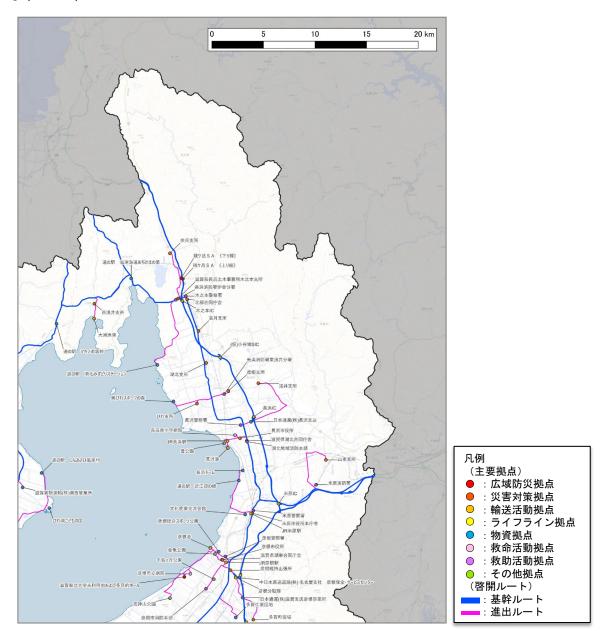
3.2.2 啓開ルート図(1/5)



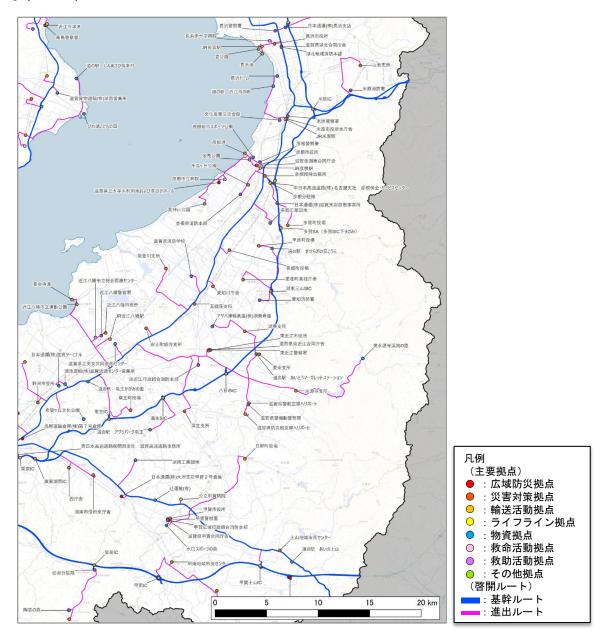
3.2.2 啓開ルート図(2/5)



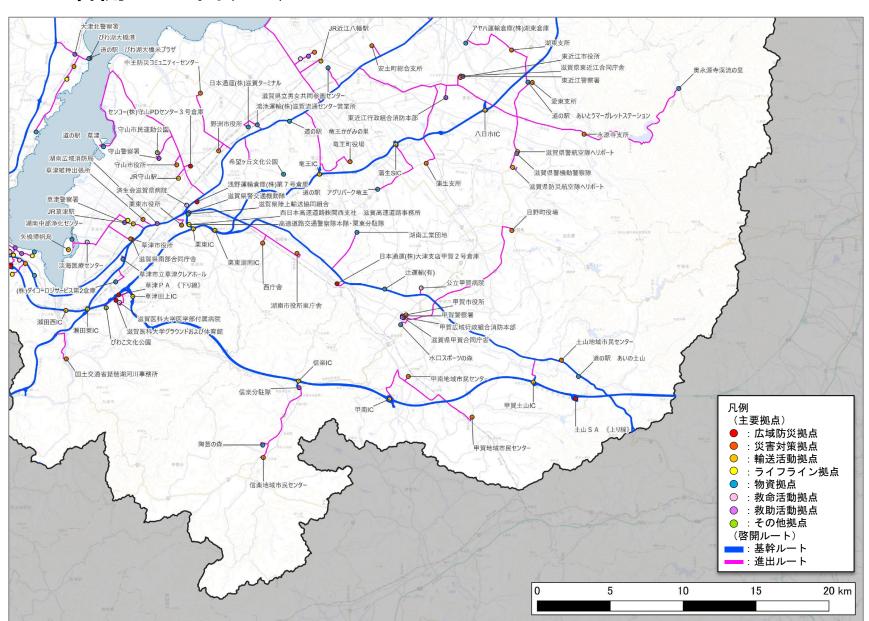
3.2.2 啓開ルート図(3/5)



3.2.2 啓開ルート図(4/5)



3.2.2 啓開ルート図(5/5)

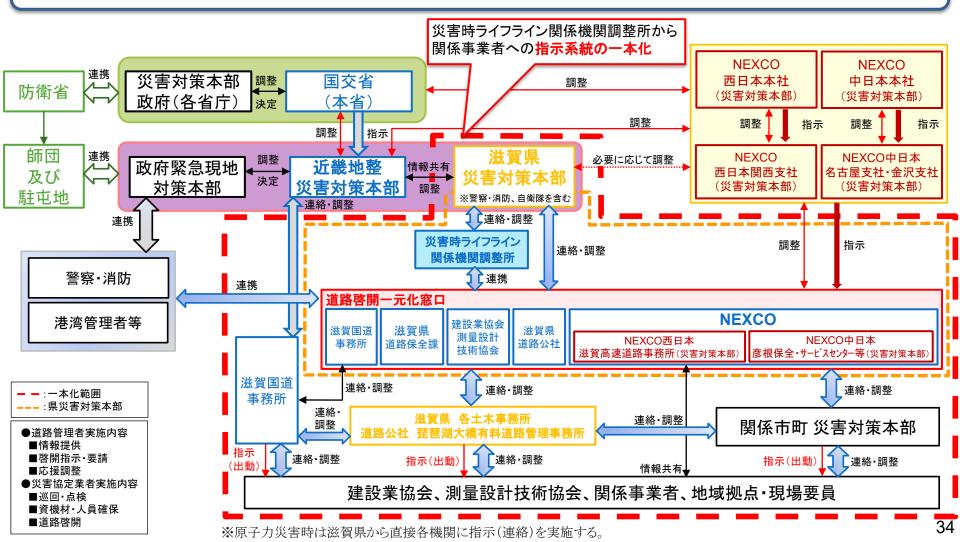


4. 情報収集•連絡•連携

4-1. 指示連絡系統

4.1.1 関係機関の応援・協力体制

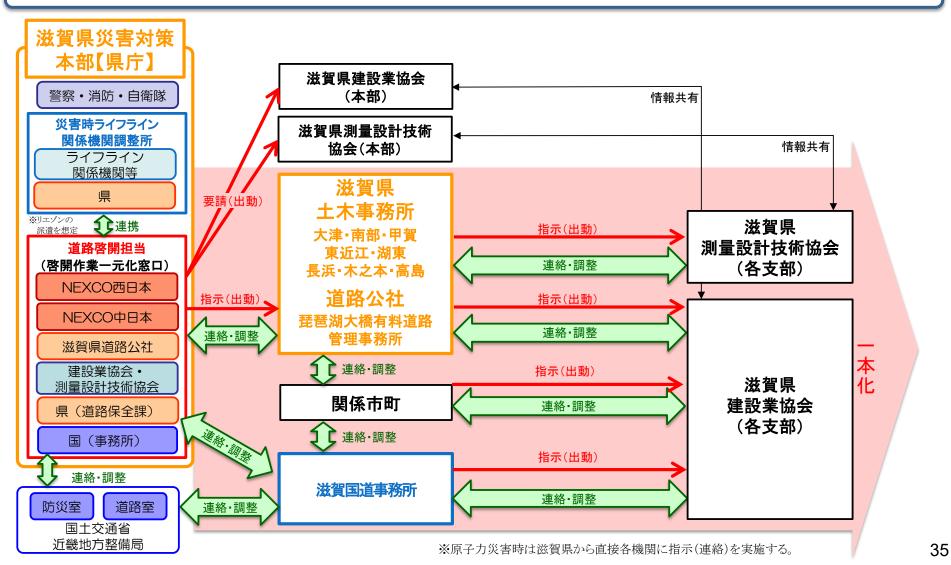
- 各道路管理者からの情報を道路啓開一元化窓口で集約。
- ▶ 政府緊急現地対策本部、近畿地整及び滋賀県災害対策本部との調整を踏まえ、道路啓開一元化窓口で『啓開ルート』を決定。



4-1. 指示連絡系統

4. 1. 2 指示連絡系統(案)

➢ 滋賀県庁内に県・国・NEXCO等の道路管理者等で構成した一元化窓口を設置するとともに、各地域の土木事務所等を地域拠点として連絡・調整を行うことにより、指示連絡系統の一本化を図る。



4. 2. 1 道路啓開初動の流れ

●大規模地震の発生



- 安否確認
- 災害対策本部の設置※1・参集(自動参集)
- 道路啓開体制の構築
- 指示連絡体制の確認、連絡手段の確保

※1:滋賀県災害対策本部の設置基準

- ①滋賀県域において震度6弱以上の震度が観測された場合
- ②長周期地震動階級4が観測された場合

1. 情報の収集 (啓開作業に必要な情報の収集)



・啓開体制の把握

:建設業協会会員企業の保有資機材、稼働人員の把握

被災状況の把握

:ヘリやCCTV等による広域的な情報、現地調査による

詳細な被害状況の調査

・啓開作業状況の把握: 啓開作業進捗状況の整理・把握(啓開作業開始後)

2. 情報の共有 (啓開作業に必要な情報の共有)

- 発災情報の発信
- ・資機材・人員の情報共有
- 被災状況の共有
- ・啓開作業状況の共有
- ・現地確認による通行可能箇所の共有
- 緊急交通路の指定に関する情報共有

● 道路啓開の実施

- ・24時間、72時間以内で、 目標進出ルートの道路啓 開が概ね完了
- 道路啓開状況の報告

啓開ルートの状況把握 作業内容の状況把握

3. 情報の提供(被災地区等への情報提供)

- ・広報資料(被災状況・道路啓開状況、道路復旧見える化マップ等)作成
- 各種媒体を用いて情報提供

4. 2. 2 道路啓開時に把握すべき情報について

- 1. 啓開体制の把握 (業者及び資機材の状況等)
 - ・啓開作業に従事している人員体制
 - ・啓開資機材の過不足
- 2. 被災状況の把握
 - (1)広域情報の把握
 - ・ヘリ・CCTVからの情報収集
 - ・マスメディア、インターネット(SNS含む)、地域住民・道路利用者からの通報 ※ITSスポットや可搬型路側機、Alwebカメラ等の配備により、交通状況把握体制の強化を図る。
 - (2)現場からの詳細情報の把握:道路の通行の可否
 - ・参集時における道路の通行状況
 - ・進出時等における道路の通行状況
 - •道路啓開完了区間
 - (3)現場からの詳細情報の把握:道路の被災の概要
 - ・啓開ルートの概略の被害状況及び作業量
 - ・ 迂回路の有無
 - (4) 道路管理者と関係機関の連携
 - ・「道路啓開一元化窓口」と「災害時ライフライン調整所」において、被災状況や啓開路線に関する 情報共有等の連携強化を図る。

また、得られた情報については、本省・本局等で実施されているインフラ・ライフラインの早期復旧に向けた連絡調整会議等と、適宜共有・連携を行う。

- 3. 啓開作業状況等の把握
 - 道路啓開の作業内容(がれき撤去、応急復旧等)
 - 道路啓開の進捗状況(啓開完了延長、今後の見通し等)
 - 緊急交通路の指定に関する情報共有

4. 2. 3 情報の収集 (1)情報収集の考え方(被災状況の把握)

各道路管理者・測量設計技術協会(協定)・建設業協会(協定)は、被災状況や被災規模、被災箇所、 道路通行の可否など道路啓開上の情報を把握。

被災状況の把握方法		収集内容	
広域情報の把握	①ヘリ・CCTVからの情報収集 ②マスメディア・インターネット(SNS等)からの情報収集	▶ 道路の通行の可否▶ 道路の被災の概要	
被災状況の把握 (現地)	①道路管理者による調査 ・啓開ルート ②測量設計技術協会(協定)による調査 ・緊急輸送道路	・被災状況 ・被災規模 ・被災箇所 ・迂回路の有無 等	
	・啓開ルート(パトロールが困難な区間)③建設業協会(協定)による調査・啓開ルート(担当割付区間)		

4.2.3 情報の収集

(2)広域情報の把握

①ヘリ・CCTV

大規模地震が発生し、大規模土砂災害の発生等で通行が困難な場合、パトロール車によるパト ロールが困難となるため、ヘリコプターやCCTVカメラにより被災地の状況を把握。

ほっかい号

まんなか号

国土交通省の災害対策用へリコプター

- ・国土交通省では、河川・道路等の維持管理及び災害時の 被災状況調査を目的として、9機のヘリを配備
- ・災害対策用へリコプターは、TEC-FORCE先遣隊の派遣や、 上空調査による被害規模の把握など、発災直後の初動対応 において重要な役割を担っている

愛らんど号

(四国地整)

愛らんど号

・9機全機に、衛星通信「ヘリサット」を導入 ほっかい号 (北海道開発局) ほくりく号 みちのく号 ほくりく号 (北陸地整) みちのく号 おりづる号 (東北地整) (中国地整) おりづる号 新あおぞら号 新あおぞら号 (関東地整) はるかぜ号 (九州地整)

きんき号

(近畿地整)

きんき

まんなか号 (中部地整)

衛星通信ヘリサットの導入により、 これまで映像伝送が難しかった山岳 部・離島を含め、首都直下・南海トラ フ地震での被害が想定される地域 で、クリアでリアルタイムの現場映像 伝送が可能に





実機映像

4.2.3 情報の収集

(2)広域情報の把握

②マスメディア・インターネット(SNS等)

▶ 災害時の対応において、広域的・局地的な情報を、広く即時に取得することは困難であるため、報道機関情報及びインターネット(SNS等)により、被災地の状況を把握。

■ マスメディアからの災害情報



出典: NHKデータ放送ホームページ

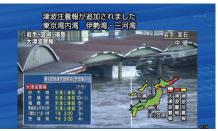
■ デジタル技術を活用した情報収集

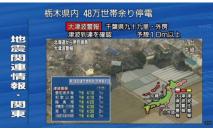
Spectee社が提供する「Spectee Pro」を導入し、X(旧twitter)にて 投稿される内容をリアルタイムに分析し、滋賀県周辺で発生した 災害情報を自動で抽出し、メール配信形式で通知します。

- <Specteeの活用事例(Spectee HPより)>
- ·令和2年7月豪雨のSNS情報を救助に活用 (大分県)
- ・平成30年2月の豪雪における現地状況の確認に活用(福井県)









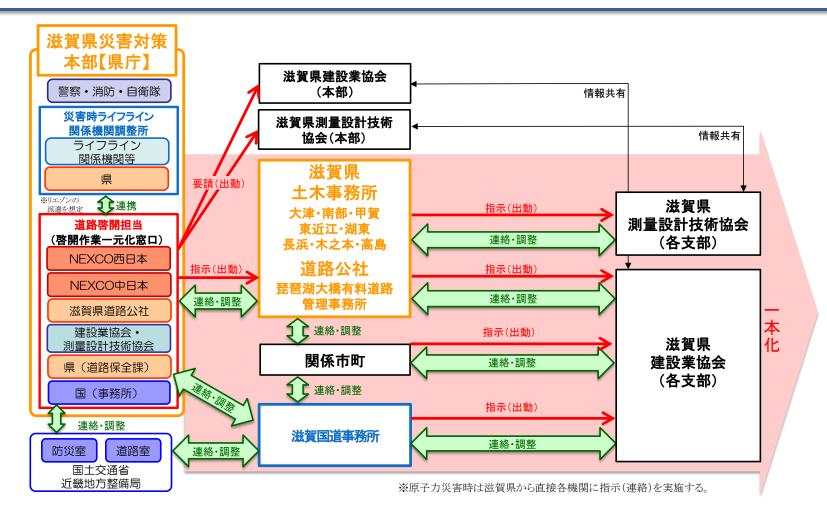
出典:東日本大震災報道:NHKの初動から72時間の災害報道を中心に、 放送メディア研究No.11、2014



出典:Spectee、滋賀国道事務所

4. 2. 3 情報の収集 (3)現地における情報の把握

- ▶ 現地においては、道路本体(段差・陥没)、建物等によるガレキ、路上車両、電柱倒壊等の被災状況と被災規模を把握。
- ▶ 指示連絡系統に基づいて、「道路管理者」・「測量設計技術協会」・「建設業協会」からの被災情報を 県土木事務所に報告し、その後、道路啓開一元化窓口で集約。



41

4. 2. 3 情報の収集 (3)現地における情報の把握

▶ 被災状況、被災規模、被災箇所等の道路啓開に必要な情報を把握。

1)被災調査の内容

発災直後の被災調査は、啓開ルート周辺を主として、**被災状況、被災規模、被災箇所** 等の道路啓開に必要な情報を把握。

施設ごとの被害状況	被害規模の判別方法		
橋梁被害	倒壊、段差等について報告		
落石や自然斜面の崩壊	通行可否等の啓開に必要な情報を把握し、 以下の3段階程度で報告		
盛土法面の崩壊	• A:通行可 • B:啓開可 • C:通行不能		
沿道施設の崩壊(建物・電柱の倒壊)	B: 啓開可 C:通行不能		
立ち往生車両と放置車両			

2) 被災調査の役割分担 (案) ※今後の検討で要調整

- ①道路管理者
 - ・啓開ルート(管理道路)
- ②測量設計技術協会(協定)
 - ・啓開ルート(パトロールが困難な区間)
- ③建設業協会(協定)
 - ・啓開ルート(担当割付エリア)

3)被災調査の実施手順(案)

各道路管理者・測量設計技術協会(協定)・建設業協会(協定)は、発災後直ちに、下記の要領で被災調査を実施し、調査結果を土木事務所に報告する。

- ・被災調査時には、デジタルカメラ*等の調査機器と、無線機・携帯電話等の通信機器を携帯する。 ※GPS機能付きが望ましい
- ・参集時においても、参集経路上の被災状況や被災 規模、被災箇所等の情報を把握する。
- ・被災状況や被災規模、被災箇所等をメモし、手書き図面を作成する。
- ・道路啓開一元化窓口や土木事務所において、被災 状況や被災箇所が把握できるよう、デジタルカメ ラや携帯電話(スマートフォン)により、状況写真 を撮影する。なお、可能な限り座標データ付きと する。
- ・通信環境が確保できる場合には、現場から携帯 (スマートフォン)等で、情報共有システムを通じ て、道路啓開一元化窓口に被災状況報告および状 況写真を報告する。
- ・通信不能の場合には、災害情報・道路管理拠点等 の防災無線等を利用して報告する。又は道路啓開 一元化窓口へ直接対面伝達する。

4.2.3 情報の収集

(3)現地における情報の把握

①道路管理者による現地調査

パトロール車等により、被災状況や被災規模、被災箇所等の道路啓開に必要な情報を把握。

■道路管理者による現地調査

道路管理者は、段階に応じて以下の現地調査を実施。 ・啓開ルート

道路啓開初動時における被災調査では、以下の道路 啓開に必要な情報を優先して収集。

- ①道路の通行の可否
- ②道路の被災の概要
 - ·被災状況や被災規模、被災箇所等
 - 迂回路の有無

※TEC-FORCEは、初動調査以降投入



東日本大震災における調査事例



九州北部豪雨災害における調査事例



山口・島根豪雨災害における調査事例



長野県北部地震における調査事例

4. 2. 3 情報の収集 (3)現地における情報の把握

②測量設計技術協会(協定)による現地調査

▶ 緊急輸送道路及び進出ルートにおいて被災状況や被災規模等を把握。

■測量設計技術協会(協定)による現地調査

測量設計技術協会は、以下の被災状況調査を実施。

- •緊急輸送道路
- ・啓開ルート(パトロールが困難な区間)

道路啓開の初期段階における被災状況調査では、道路啓開作業に必要な情報を優先して収集。

- ①道路の通行の可否
- ②道路の被災の概要
 - ・被災状況や被災規模、被災箇所等
 - ・迂回路の有無

■ドローンの活用

進出ルート等については、ドローンを活用した被災調査を実施。ドローンによる調査は、ヘリコプターよりも被災箇所に近づき、詳細な確認が可能。

- ※震度6以上の地震が発生した場合は、滋賀県警航空部隊が出動するため、 ドローンの飛行ができないことが想定される。
- ※地域によっては建設業協会と協働して状況把握を実施。



ドローンを活用した総合防災訓練の事例

出典:宮崎県測量設計業協会ホームページ





災害時における道路被害の事例



熊本地震での活用例

出典:TEC-FORCEの活動記録(熊本地震)、国土交通省九州地方整備局

4.2.3 情報の収集

(3)現地における情報の把握

③建設業協会(協定)による現地調査

▶ 参集時を含め、進出ルート(担当割付区間)の道路啓開に必要な情報を把握。

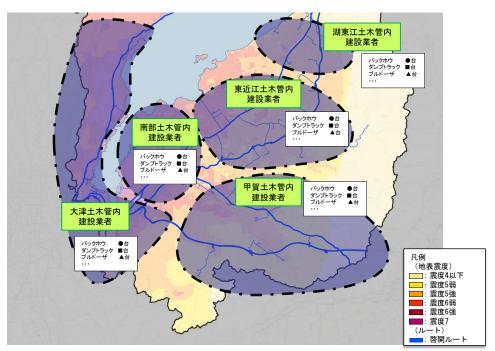
■建設業協会(協定)による現地調査

建設業協会では、参集時を含めた被災状況調査を実施。

・啓開ルート(担当割付区間)

道路啓開の初期段階における被災状況調査では、道路啓開作業に必要な情報を優先して収集。

- ① 道路の通行の可否
- ②道路の被災の概要
 - 被災状況や被災規模、被災箇所等



担当割付区間のイメージ



災害時における道路被害の事例



災害時における道路被害の事例

出典:熊本地震による被災及び復旧状況、国土交通省

(2)

人員•資機

材の共有

4.2.4 情報の共有 (1)情報共有の流れ

- 情報共有の流れは、①発災情報の発信~⑥現地確認による通行可能箇所の整理までの6段階を 想定。
- 情報共有する手段として、通信規制が少ないCloudサービスによる情報共有システム※、メール、電話、FAX 等を使用。 ※情報共有システムへの登録情報は、FAXによる自動送信が可能

■情報共有の流れ

(1)災害の 発災情報の 発生 発信

現場の情報収集結果の共有

(3) 被災状況 の共有

(4) 啓開作業 状況の共有 現場の情報収集結果を踏まえた 管理者間での情報共有

土木事務所、 道路管理者間 の情報共有

6) 現地確認 による 通行可能 箇所の整理

■情報共有システムのイメージ

発災情報の投稿(掲示板機能)



被災状況の共有(防災情報等報告機能)





※情報共有システムとは、滋賀県で構築した被災情報等をWEBの地図上に登録しリアルタイムでの共有が可能なシステムである。

今後、道路管理者(滋賀国、NEXCO)、指定地方公共機関(関西電力送配電、NTT等)等への展開を検討。権限(閲覧のみまたは入力可能)含めて検討予定。

4.2.4 情報の共有

(2)情報共有の方法・内容

①発災情報の発信 ②人員・資機材の共有

- 発災直後に、一元化窓口から、全道路啓開担当者へ発災情報を発信。
- ▶ 建設業協会会員企業は、資機材の保有状況、被災状況調査・啓開作業が実施可能な人員数等を 電話、メール等で連絡。土木事務所等は収集した情報をメール等により一元化窓口に共有。

①発災情報の発信

〇防災情報掲示板(タイムライン)の機能を使用し、発災直後に、 一元化窓口から、道路啓開担当者等へ発災情報をシステム、 メール、FAX等で発信。

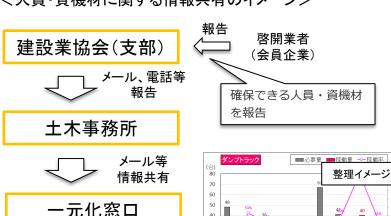


②人員・資機材の共有

- 〇建設業協会会員企業は、資機材の保有状況、被災状況調査・啓開作業を実施できる人員数等をメール、電話等で連絡。
- ○道路管理者(出張所、土木事務所)は収集した人員等の情報 をメール等で一元化窓口に共有。

人員・資機材の状況 を地域ごとに把握

<人員・資機材に関する情報共有のイメージ>



4.2.4 情報の共有

(2)情報共有の方法・内容

③被災状況の共有 4 啓開作業状況の共有

- 被災状況調査後、建設業・測量設計技術協会の会員企業は割付区間の写真・被災程度の判定を報告。
- 啓開作業開始後、作業進捗状況について、準備・待機、啓開中、啓開完了の状況を適宜報告。
- ▶ 土木事務所等は収集した被災情報をシステムに登録※し、啓開作業の進捗等をメール等により一 元化窓口に共有。 ※情報共有システムへの登録情報は、FAXによる自動送信が可能

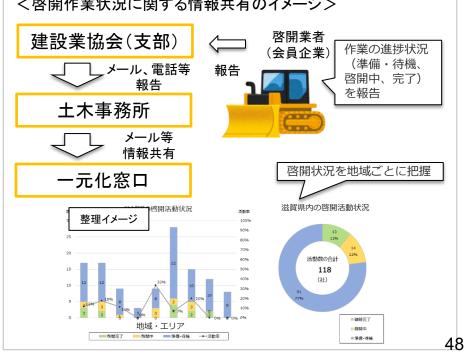
③被災状況の共有

- ○現地での被災状況調査後、建設業協会の会員企業は自身 の割付区間のGPSデータ付きの写真情報、被災程度をメー ル等で報告。
- 〇道路管理者(出張所、土木事務所)は収集した被災状況等を システムに登録し、一元化窓口に共有。



④啓開作業状況の共有

- ○啓開作業開始後、作業進捗状況について、準備・待機、啓開 中、啓開完了の状況をメール、電話等で適宜報告。
- ○道路管理者(出張所、土木事務所)は収集した道路啓開の進 捗状況をメール等で一元化窓口に共有。
- <啓開作業状況に関する情報共有のイメージ>



4.2.4 情報の共有

(2)情報共有の方法・内容

- ⑤土木事務所、道路管理者間の情報共有
- ⑥現地確認による通行可能箇所の整理
- ▶ 現場からの情報について、土木事務所、道路管理者間で広域的に情報共有するため、WEB会議等を実施。
- 啓開作業完了の報告を受けた箇所については、現地確認結果の登録を実施し、通行可能な箇所について 広域的に把握。

⑤土木事務所、道路管理者間の情報共有

- 〇土木事務所、道路管理者間で広域的に情報共有するため、 WEB会議、電話、メール等を用いて、被災情報、啓開作業状 況等の情報を集約。
- ○地域間のギャップなどを考慮し、適宜応援などを検討。



⑥現地確認による通行可能箇所の整理

○啓開作業完了の報告を受けた箇所については、現地確認結果 の報告・登録を実施し、通行可能な箇所について広域的に把握 した結果を整理する。

・参集時、進出時、および被災調査等における 道路の通行状況の共有







通行可能箇所の整理



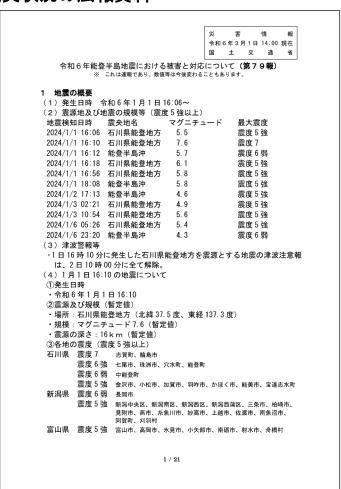
49

4. 2. 5 情報の提供 (1)広報資料作成

被災状況-道路啓開状況

被災情報および道路啓開状況をもとに、被災状況・道路啓開状況資料を作成。

■ 被災状況の広報資料



■ 道路啓開状況の広報資料



出典:令和6年度能登半島地震における被害と対応について、 国土交诵省HP

4.2.5 情報の提供

(2)情報提供

情報提供の方法

▶ 道路管理者は、道路利用者、地域住民及び報道機関に対して、道路の被災状況、通行可能区間、 道路啓開状況について、各種媒体を用いて情報提供を実施。

Oホームページ



ロードネット滋賀 HP (滋賀県道路情報)



NEXCO西日本 HP (道路交通情報)

滋賀県 道路保全課



NEXCO中日本 HP (交通情報)



国土交通省 HP (道路情報提供システム)

○道路情報板



四厘升升2mm 排 片面交互通行

〇防災無線





〇マスコミ(TV ラジオ 新聞)



〇現場の立て看板



〇エリアメール・メールマガジン

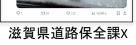




OSNS(国、自治体等)



滋賀国道事務所X



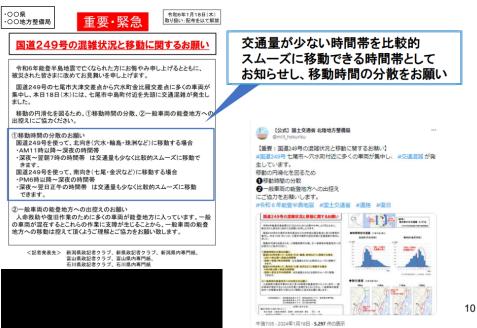
51

4.2.5 情報の提供 (3)交差点等への一般車両の通行抑制

- ▶ 道路管理者は、道路利用者、地域住民等に対して、各種媒体(SNS・防災行政無線等)を用いて通行規制の情報を提供するなど一般車両の通行抑制に取り組む。
- 一般車両の規制に関する記者発表イメージ
 - ③現在の交通状況

☑ 国土交通省
☐ ○○地方整備局
☐ □

○○県・○○地方整備局 で緊急記者発表 (1月18日 18時30分)



OSNS

	Х	Facebook	LINE	Instagram	ほか
滋賀国道事務所	0			0	YouTube
滋賀県	0	0	0	0	YouTube等

○滋賀県内における情報提供手段

滋賀県内の長浜市、東近 江市等の各市町において、 戸別受信機(防災ラジオ) により各種防災情報を提供



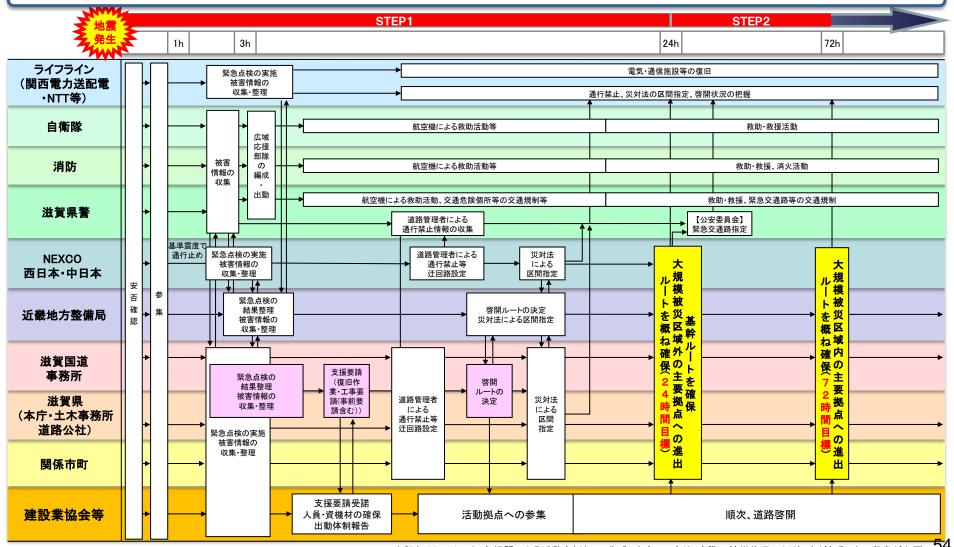
出典:東近江市HP



5. 啓開作業計画

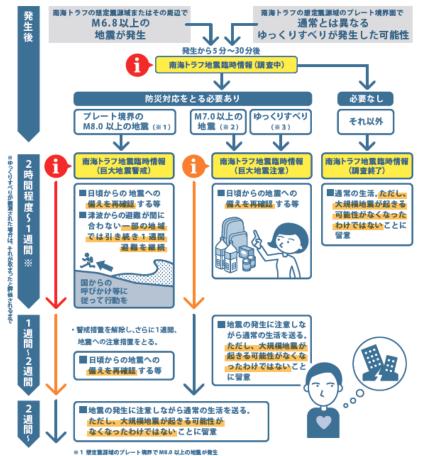
5. 1. 1 タイムラインの作成 (1)発災後のタイムライン

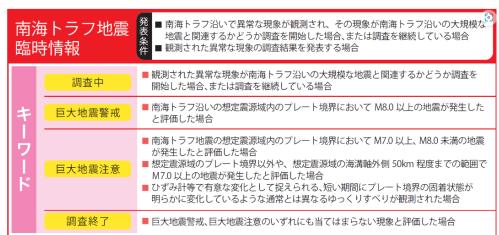
- 発災後、安否確認を行った後、ただちに参集し、緊急点検の実施・被害情報の収集に着手。
- ▶ 24時間・72時間以内で、啓開ル―トの道路啓開を概ね完了。



5. 1. 1 タイムラインの作成 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時を考慮した対応

- 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表。
- 臨時情報が発表された際には、各組織において防災対応の準備・確認を実施。





出典:気象庁「南海トラフ地震臨時情報とは」

■ 南海トラフ地震臨時情報発表時における確認項目

- •人員体制•資機材状況•所管施設状況
- ・道路啓開発動の基準及び行動計画(タイムライン)
- ・啓開ルート(割付区間)・参集拠点
- 情報共有システムの操作方法
- ・啓開作業の実施手順・内容(通信途絶時の対応含む) 等

5. 1. 2 活動拠点への参集

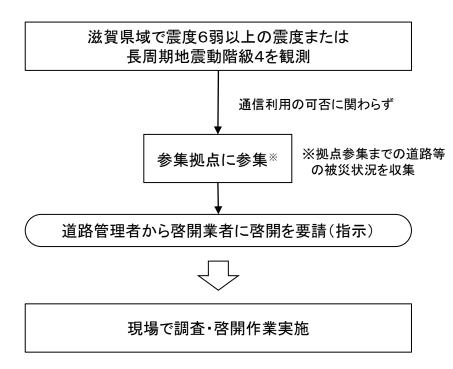
(1)啓開担当業者等の自動参集

- 啓開担当業者は、通信利用の可否に関わらず、計画の運用基準等に基づき、参集拠点に集結。
- 道路管理者は、啓開担当業者に対して啓開作業を指示。

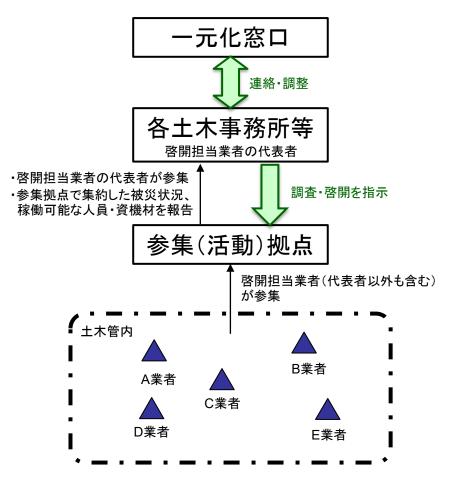
■啓開担当業者の自動参集

滋賀県域において(本計画の発動基準)

- ・震度6弱以上の震度が観測された場合
- ・長周期地震動階級4が観測された場合



■調査・啓開の指示の流れ



5.1.2 活動拠点への参集

(2)活動拠点の選定

発災直後から連絡・指示が確実に行えるよう、啓開担当業者が参集する拠点(土木事務所等)をあらかじ め選定。

■活動拠点の概要

啓開担当業者や応援部隊が、被災地に向かう際の中継地点として利用する 道路啓開活動の実施に向けた一時的な滞在、調整および作業が可能な施設・スペースを確保する

■活動拠点に必要な機能

ベースキャンプ機能	道路啓開担当業者や応援部隊の集結、現場の情報共有、 体制等の調整
活動支援機能	資機材の備蓄(仮設を含む)、対応機械の燃料補給や メンテナンス活動を支援
通信機能	防災無線、衛星電話、マイクロ電話など固定電話や 携帯電話の通信規制に影響を受けない通信機能を確保
ライフライン機能	対応人員の休息環境(トイレ、水道等)を確保

◆建設機械等の集結



◆資機材の保管



◆通信機能の確保



◆休息環境の確保



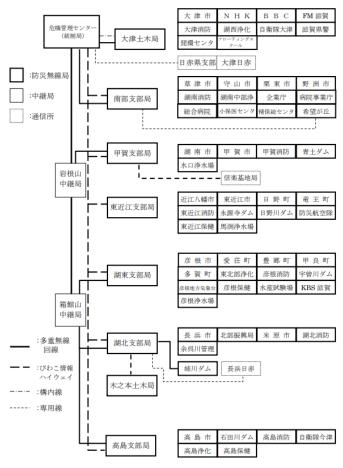
57

出典:「道の駅」の防災機能強化について(国土交通省)

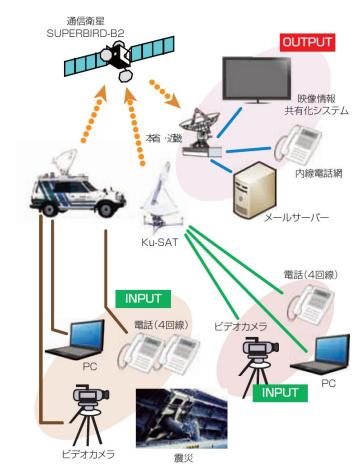
5.1.3 通信途絶時の対応

- 通信が途絶した場合、道路啓開業者は定期的に参集拠点に集合し、道路管理者への作業状況等を報告。
- 参集拠点で共有した情報は、道路管理者がとりまとめ、防災行政無線、国土交通省が保有する衛星通信設備(衛星通信車、K-λ無線機)等により一元化窓口へ報告。

■ 滋賀県防災行政無線回線の構成



■衛星通信車システムの概要



5.1.4 自衛隊との連携強化

▶ 空路等の活用にあたっては、円滑に人員・資機材を投入できるように事前に自衛隊活動拠点の候補地を 選定。

■自衛隊活動拠点の選定基準

- ・活動拠点地積として2ha以上を基準(連隊規模)に選定
- ・避難所と重複しない施設
- ・上下水道、トイレが併設、または近傍に所在している
- ・部隊が拠点として使用できる建屋(体育館等)がある、または天幕等を展張できる転圧土の地積がある

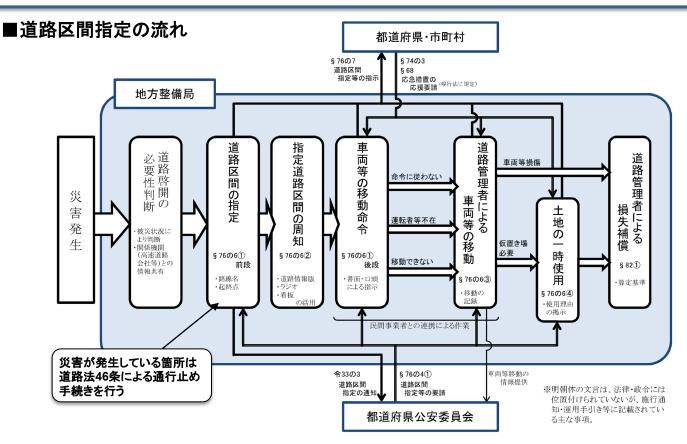
〇活動拠点候補地

No.	候補地
1	希望ヶ丘文化公園 (青年の城:文化ゾーン)
2	希望ヶ丘文化公園 (スポーツ会館:スポーツゾーン)
3	陶芸の森
4	長浜バイオ大学ドーム
5	びわ湖こどもの国
6	滋賀県立男女共同参画センター
7	琵琶湖モーターボート競走場 第一無料駐車場
8	びわこ地球市民の森
9	滋賀県立大学
10	せせらぎの里こうら



5. 1. 5 災対法による区間指定・車両移動の手順

各道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき区間指定、車両移動等を実施。



出典:国土交通省道路局「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」H26.11 一部加筆

【参考】災害対策基本法

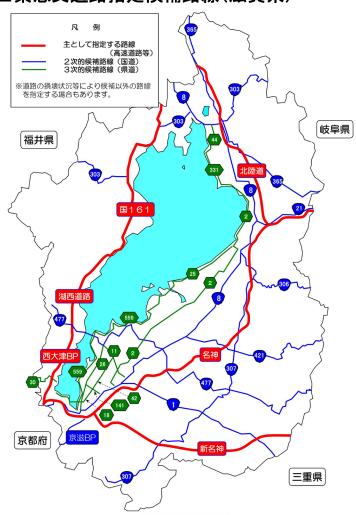
第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

30

5. 1. 6 交差点等への一般車両の通行抑制

▶ 道路管理者と警察が連携して、広範囲な災害応急対策を的確かつ円滑に実施することができるように、交通規制を実施。

■緊急交通路指定候補路線(滋賀県)



■災害対策基本法・道路交通法による車両の通行規制

災害対策基本法を根拠とした交通規制

被害状況に応じた路線・区間に対する緊急交通路の指定(災害応急対策活動 を行う車両以外の一般車両の通行禁止)

参考 災害対策基本法(抜粋)

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

道路交通法を根拠とした交通規制

被災地及びその周辺における交通混雑緩和等を目的とした警察署長権限による交通規制(災害復旧、救援物資輸送等に関係する車両の通行を優先した交通規制の実施)

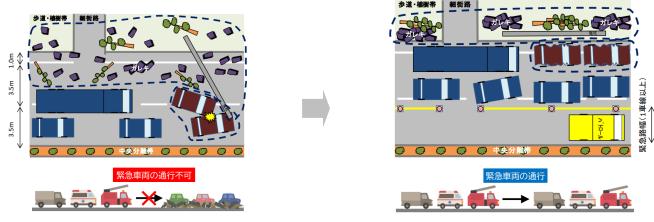
参考 道路交通法(抜粋)

第四条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)(次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。)又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者等又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。

5-2. 道路啓開の作業要領

4車線区間では上下各1車線とした計2車線を確保し、対面2車線区間では1車線の道路幅員を確保すべく、道路啓開を実施。



出典:首都直下地震道路啓開計画検討協議会「首都直下地震道路啓開計画(第4版)」(令和5年7月改訂)

▶ 道路啓開の対象とする作業は、「橋梁段差の解消」、「ガレキ等の除去」、「放置車両等の撤去」、「土砂の除去」等を基本



橋梁段差の解消

出典:NEXCO東日本資料



ガレキ等の除去

出典:東北地方整備局「震災伝承館」 (https://www.infra-archive311.jp/)



放置車両等の撤去

出典:近畿地方整備局資料

5-2. 道路啓開の作業要領

円滑な道路啓開活動を実施するため、被災状況に応じて建設業者、自衛隊、電力事業者、通信事業者等で道路啓開の作業部隊を編成。

連携





出典:国土交通省資料(能登半島地震の道路啓開・復旧状況)



陸自による道路啓開活動

出典:石川県資料(令和6年能登半島地震における自衛隊の活動)



出典:北陸電力送配電公式X(令和6年能登半島地震における活動)

1)橋梁段差

基本的な考え方

緊急車両が通行可能となるよう、橋梁段差箇所について土のうと敷鉄板で通行幅分の段差を解消。

具体的な啓開手順等

(1)手順

- ①パトロールによる被災状況の確認
- ②資機材基地等への集結
- ③関係機関等との情報共有【被災規模、応援要請等】
- 4 啓開ルートの確認
- ⑤被災状況に応じた啓開実施者の班編制
- ⑥橋梁段差発生筒所において通行幅分の段差を解消

(2) 啓開作業にあたっての留意点

- 橋全体の異常について可能な限り点検する。
- 道路管理者は、被災状況を確認した上で、橋梁の安全性について判定し、通行 規制や緊急措置等の必要性を判断する。
- 緊急措置での対応が可能な場合、橋台背面や桁端(橋台、橋脚上)の路面段差 部に土のうを投入して段差を解消、必要に応じて敷鉄板で走行面を確保する。

(3)必要資機材

- ▶ ダンプトラック、パトロール車等
- ▶ 土のう、敷板、保安設備(分離用コーン、バリケード等)



2)-1 ガレキ等

基本的な考え方

緊急車両の通行のため、道路内のガレキ等の障害物を除去。

具体的な啓開手順等

(1)手順

- ①パトロールによる被災状況の確認
- ②資機材基地等への集結
- ③関係機関等との情報共有【被災規模、応援要請等】
- ④啓開ルートの確認
- ⑤被災状況に応じた啓開実施者の班編制
- ⑥啓開ルート内における啓開車線数分のガレキを除去

(2) 啓開作業にあたっての留意点

- ▶ 遺体・貴重品及び危険物等を確認した場合については、関係機関と調整しながら作業を実施する。
- ▶ 倒壊電柱がある場合は、災害時ライフライン関係機関調整所(関西電力送配電、 NTT)に連絡し、停電を確認後に災害時ライフライン関係機関調整所と連携し て除去作業を実施する。
- ▶ ガレキの仮置き場が決まっている場合、ダンプトラックでガレキを搬出する。 なお、仮置き場が決まっていない場合、道路脇へのガレキの山積により車線を 確保する。

(3)必要資機材

- ▶ バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラック、ユニック車、パトロール車等
- ▶ 保安設備(分離用コーン、バリケード等)

<u>(4)対応イメージ</u>





道路啓開状況(岩手県宮古市田老地区)

出典:震災伝承館(東北地方整備局HP)

2)-2 ガレキ等(電柱及び電線、通信線)

基本的な考え方

▶ 啓開実施者は啓開ルート上に電柱の倒壊や折損、傾斜により啓開できない区間がある場合は、災害時ライフライン関係機関調整所へ連絡。

具体的な啓開手順等

(1)手順

- ①電柱の倒壊等がある場合、啓開実施者は災害時ライフライン関係機関 調整所(関西電力送配電、NTT)に異常箇所、状況を連絡
- ②啓開実施者は、災害時ライフライン関係機関調整所から対応方針の 指示を仰ぐ
- ③啓開実施者は、各道路管理者へ状況報告
- 4) 啓開実施者は、対応方針に従い行動

①占有物件の対応依頼 啓開 実施 ③状況報告 ②対応方針連絡 ③状況報告 名道路管理者

(2) 啓開作業にあたっての留意点

- ▶ 電力線
 - ・電線が切れていても、通電している場合があり、危険なため、触らず 災害時ライフライン関係機関調整所(関西電力送配電、NTT)へ連絡
- ▶ 通信線
 - ・垂れ下がっていても通信線として機能している場合があるため、触らず 災害時ライフライン関係機関調整所(関西電力送配電、NTT)へ連絡
 - ⇒どちらにしても、電柱倒壊、線の垂れ下がり等により啓開できない区間が ある場合は、災害時ライフライン関係機関調整所(関西電力送配電、

NTT) へ連絡

<u>(3)必要資機材</u>

- ▶ バックホウ、ユニック車、パトロール車等
- ▶ 保安設備(分離用コーン、バリケード等)



3)放置車両等

基本的な考え方

緊急車両の通行のため、道路内の放置車両等の障害物を移動。

具体的な啓開手順等

(1)手順

- ①パトロールによる被災状況の確認
- ②資機材基地等への集結
- ③関係機関等との情報共有【被災規模、応援要請等】
- ④啓開ルートの確認
- ⑤被災状況に応じた啓開実施者の班編制
- ⑥啓開ルート内における啓開車線数分の路上車両(立ち往生車両、放置車両等)を移動

(2) 啓開作業にあたっての留意点 ※災害対策基本法第76条に基づいて実施

- ▶ 道路管理者は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ 緊急の必要があると認められる場合は、その管理する道路の区間を指定し、立 ち往生車両等の所有者に対し、当該車両を道路外へ移動することを命令するこ とができる。
- ▶ 道路管理者は、指定した区間内に在る者に対し、その旨を周知する措置(道路情報板、ラジオの活用等)をとらなければならない。
- ▶ 道路管理者は、現地状況を鑑みたうえで、立ち往生車両や放置車両に対して、 自ら当該車両の移動を行うことができる。

(3)必要資機材

- ▶ レッカー車、ホイールローダ、フォークリフト、ユニック車、パトロール車等
- ▶ 保安設備(分離用コーン、バリケード等)

(4)対応イメージ



出典:近畿地方整備局資料



令和6年度滋賀県地域版道路啓開訓練 放置車両移動訓練状況

4) 土砂

基本的な考え方

緊急車両の通行のため、道路上の崩壊土砂や落石等を除去。

具体的な啓開手順等

(1) 手順

- ①パトロールによる被災状況の確認
- ②資機材基地等への集結
- ③関係機関等との情報共有【被災規模、応援要請等】
- ④啓開ルートの確認
- ⑤被災状況に応じた啓開実施者の班編制
- ⑥啓開ルート内における啓開車線数分の土砂等を除去

(2) 啓開作業にあたっての留意点

- ▶ 遺体・貴重品及び危険物等を確認した場合については、関係機関と調整しなが ら作業を実施する。
- ▶ あらかじめ避難場所と避難手段を確保し、余震が発生したら作業を中断し、すぐ避難できるようにする。不安定土塊が残っている場合は、特に注意が必要である。

(3)必要資機材

- ▶ バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラック、ユニック車、パトロール車等
- ▶ 保安設備(分離用コーン、バリケード、大型土のう等)

<u>(4)対応イメージ</u>





道路啓開状況(新潟県上越市長浜)

出典: 能登半島地震 新潟県中越沖地震 北陸地方整備局の取り組みと地域支援(北陸地方整備局)

5) 危険物(ガス等)

基本的な考え方

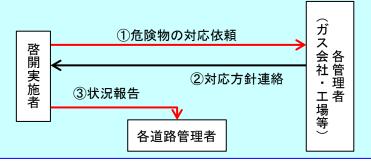
- ▶ 啓開実施者は、ガレキ内に爆発性・引火性の物体がまぎれている可能性があり、爆発や有毒ガス発生のおそれもある ため、撤去にあたっては慎重に作業を実施。
- ▶ 道路啓開作業時に異臭(刺激臭、芳香臭等)を感じた場合には直ちに作業を中断、離隔距離をとり、異臭元となる管理者もしくは各消防(局)本部に連絡。

具体的な啓開手順等

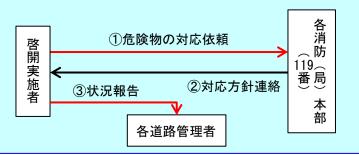
(1)手順

- ①啓開実施者は、異臭の原因である管理者が分かる場合は各管理者へ、分からない場合は各消防(局)本部に連絡
- ②啓開実施者は、各管理者及び各消防(局)本部から対応方針の指示を仰ぐ
- ③啓開実施者は、各道路管理者へ状況報告
- ④啓開実施者は、各管理者及び各消防(局)本部が現場に駆けつけるまで、離れないで、交通規制を実施
- ⑤安全性が確認されて、問題ないことが判明した段階で道路啓開作業を再開

【異臭の原因である管理者が分かる場合】



【異臭の原因である管理者が分からない場合】



(2) 啓開作業にあたっての留意点

- ▶ ガスに関しては危険が伴うことから異臭を感じたら直ちに処理要請を行うことを基本とする。
- ▶ 啓開実施者は、火気(タバコ等)を近づけないよう警戒(注意喚起)する。

6) 水道施設•下水道施設

基本的な考え方

啓開実施者は、道路啓開作業中に水道施設・下水道施設の異常を発見した際には、各施設管理者へ連絡。

具体的な啓開手順等

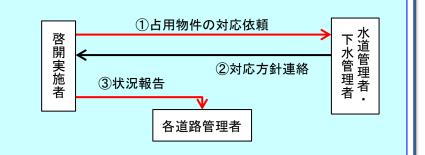
(1)手順

- ①啓開実施者は、各道路管理者に連絡して、異常箇所と状況を連絡
- ②啓開実施者は、占用物件管理者から対応方針の指示を仰ぐ
- ③啓開実施者は、各道路管理者へ状況報告
- ④啓開実施者は、対応方針に従い行動 想定される異常としては、水の漏水、道路路面の陥没、液状化による マンホールの突出である。

〇水の漏水 : 各市町が現場措置

○道路路面の陥没 : 立ち入らないようにバリケード等で囲む

〇マンホールの突出 : バリケード等で囲む、土のう等で段差解消



(2)必要資機材

- ≽ ダンプトラック、ユニック車、パトロール車等
- ▶ 土のう、敷板、保安設備(分離用コーン、バリケード等)

7) 貴重品等

基本的な考え方

▶ 啓開実施者は、道路啓開作業中に貴重品を発見した場合は警察に提出。

具体的な啓開手順等

(1)手順

- ①啓開実施者は、作業中発見した拾得物は、場所、時間等を記録しておき、 1日分の取得物をまとめて、最寄りの警察署に提出
- ②警察署が貴重品を受理し、保管



(2) 啓開作業にあたっての留意点

- ▶ 現場で拾得した貴重品は金額等の多少に関わらず、発見したもの全てを遺失物として扱うことを基本とする。
- 水道管の破裂等で冠水した箇所で発見した漂流物・沈没品は水難救護法に基づくため、各市町による扱いとなるが、判断が難しい場合は遺失物として扱い、警察署への届出をする。

5-3. 道路啓開の手順

8) 道路啓開時の負傷者・安否不明者・遺体への対応

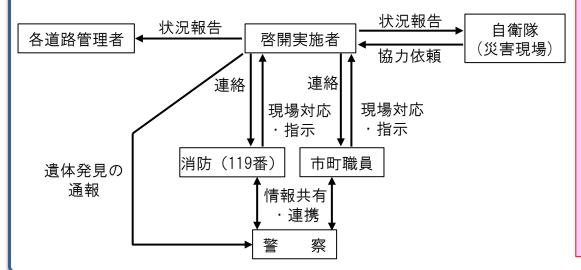
基本的な考え方

▶ ガレキ等の中に負傷者等を発見した場合は作業を中断し、消防及び市町職員に連絡して指示を仰ぐ。

具体的な啓開手順等

(1)手順

- ①啓開実施者は道路啓開作業中、ガレキ内に負傷者・安否不明者を発見した場合は、速やかに作業を中断し、消防及び市町職員に 連絡して対応を要請
- ②連絡を受けた消防及び市町職員は現場へ行き、救助活動を実施
- ③啓開実施者は、道路啓開再開等について、消防及び市町職員の指示を仰ぐ
- ④ 啓開実施者は、発見者が明らかにご遺体と認められる場合には警察に通報
- ⑤現場で自衛隊等が救助活動を行っている場合、啓開実施者は自衛隊等に情報提供するとともに、救助対応を協力する



(2) 啓開作業にあたっての留意点

- ▶ 自衛隊は、県知事(災害対策本部)からの災害派遣要請に従って、発災初期は人命救助を主体に行うも、以後は要請にしたがい各種行動を行う。
- ▶ 滋賀県災害対策本部には、道路啓開担当者の ほか、自衛隊のリエゾンも派遣されているこ とから、現場状況を受けて、必要な情報共有、 対応依頼・要請などを実施する。
- ▶ 啓開実施者は、道路啓開作業の中で負傷者・ 安否不明者が発見された場合に救出救助活動 を実施できないため、その近辺で人命救助活動を実施している自衛隊等に情報提供すると ともに、救助対応を協力する。

5.4.1 人員・資機材の備蓄・調達計画

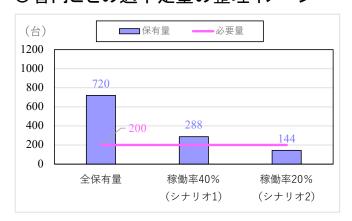
(1)道路啓開における人員・資機材の考え方

- 県内や管内ごとの人員・資機材の保有量および必要量を整理し、過不足量を算出。
- 県外・管内間の応援・受援体制と方策を今後検討し、円滑な支援と確実な道路啓開の実施を図る。

(2)人員・資機材の保有量・必要量の算出

- 建設業者の作業可能人員及び保有資機材から、 管内ごとの保有量を抽出
- ▶ 啓開ルートや被災想定結果等をもとに、管内ごと の必要量を計上
- ⇒保有量・必要量から過不足量を算出
- ◎資機材:バックホウ、ダンプトラック、土砂、土のう袋、敷鉄板

○管内ごとの過不足量の整理イメージ



大規模災害時の人員・資機材の稼働率の推定

災害発生時の時間帯や気象条件を考慮し、2パターンのシナリオに対して稼働率を推定。

	出動•稼働率※	想定状況
シナリオ1	初動期は保有人員・機械の40%が 出動・稼働可能	大規模地震が <mark>平日昼間</mark> に発生し、計画していた連携やシステムが <mark>一定程</mark> 度機能している状況を想定
シナリオ2	初動期は保有人員・機械の <mark>20%</mark> が 出動・稼働可能	大規模地震が休日夜間や悪天候時に発生し、計画していた連携やシステムがほぼ機能せず、混乱している状況を想定

5.4.2 被災想定量の算出方法

> 道路啓開時間、調達が必要な資機材量算出の根拠として各被災の想定量を算出。

想定項目	想定内容	必要資料
①橋梁段差	・大規模地震の揺れ、液状化による橋 梁の被害(段差による通行障害等)を 想定し算定する。	・震度分布 ・液状化分布 ・橋梁データベース
②ガレキ等	・大規模地震による沿道施設の倒壊の 被害(沿道の建物・電柱の倒壊等)を 想定し算定する。	·DID人口集中地区、 土地利用情報 ·無電柱化区間
③放置車両等	・大規模地震による放置車両と立ち往 生車両の台数を想定し算定する。	・交通センサスデータ
④土砂(落石や自然 斜面等の崩壊)	・道路防災総点検結果を基に、落石や 自然斜面の崩壊、盛土法面の崩壊の 被害を想定し算定する。	•道路防災総点検結果 •震度分布

5.4.2 被災想定量の算出方法 1)-1 橋梁段差(液状化による橋台背面盛土の沈下)

基本的な考え方

▶ 想定される被災は、液状化による橋台背面盛土の沈下に伴う路面段差とする。なお、段差の規模については他地域での検討事例 や東日本大震災での実績例等を踏まえ、10cm~30cmの段差を想定。

※地震発生後の被災状況等によっては、道路自体が通行できない状況も想定される。

算出手法

【段差30cm】

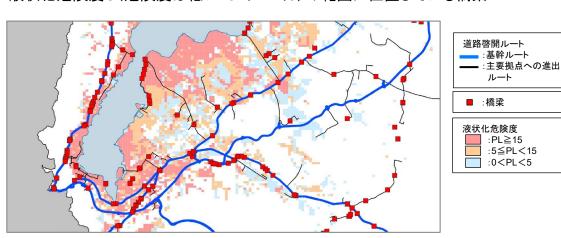
液状化危険度A(危険度がかなり高い:PL≥15)の範囲に位置している橋梁 【段差20cm】

液状化危険度B(危険度が高い:5≦PL<15)の範囲に位置している橋梁

【段差10cm】

液状化危険度C(危険度は低い:0<PL<5)の範囲に位置している橋梁

図 橋梁段差位置と液状化分布図





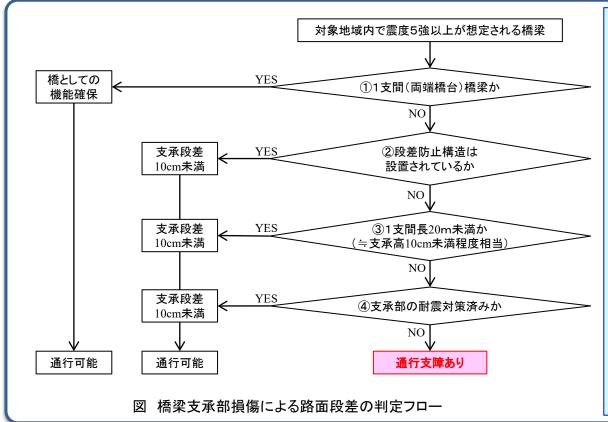
出典:NEXCO東日本資料

5. 4. 2 被災想定量の算出方法 1)-2 橋梁段差(支承部の損傷による上部構造の沈下)

基本的な考え方

想定される被災は、橋梁支承部(橋台、橋脚)の損傷により生じる路面段差とする。緊急車両の通行可能な路面段差は、道路震災 対策便覧(公益社団法人日本道路協会)を参考に10cm未満と想定する。一方、通行障害となる路面段差は、対象橋梁の平均的な 支承高さ(支承部の損傷によりその高さ分沈下を仮定)と等価として、既往データベースに基づき段差30cmを想定。

算出手法



【被災判定手法】

- ①1支間橋梁(両端橋台単純橋梁)はレベ ル2 地震動の耐震対策対象外
- ②段差防止構造により支承部の損傷後も段 差は小さく緊急車両は通行可能
- ※国管理の橋梁は対象外
- ③1支間長20m程度の短い橋は上部構造反 カ小さく、支承高が低い(10cm未満)可 能性高く、支承が損傷しても段差は小さ く緊急車両は通行可能
- ④上記の橋梁データベースで絞られた対象 橋梁について、支承部の耐震対策の実施 有無を個別に確認

【通行に支障する路面段差の想定】

- ✓対象橋梁データから平均的な支間長を 30m強と想定。
- ✓既往データベースに基づく支間長~支承 種別・鉛直反力の関係から代表的な支承 種別(支承板支承)とその平均的反力 (200tf程度) を想定。
- ✓支承種別と鉛直反力から支承高さを安全 側に30cmとし、これを段差量と想定。

5. 4. 2 被災想定量の算出方法 2) ガレキ等(沿道施設被害)

基本的な考え方

▶ 滋賀県が公表している地震被害予測調査における「震災廃棄物発生量」をもとに、道路啓開の対象となる路線における倒壊による「災害廃棄物量」と「電柱の倒壊」の発生量について想定し算出。

算出手法

①災害廃棄物

被災規模は、市町別災害廃棄物発生量が住宅エリアに一様に分布しており、 啓開道路上に対しても災害廃棄物が同様に発生すると想定し算出

【算出手法】

啓開道路上に発生する災害廃棄物量 (m³) =

市町別災害廃棄物発生量※1 (m³) /市町の可住地面積※2 (km²)

×啓開道路面積※3(km²)

※1:滋賀県被害想定における震災廃棄物発生量

※2:市町総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いた面積

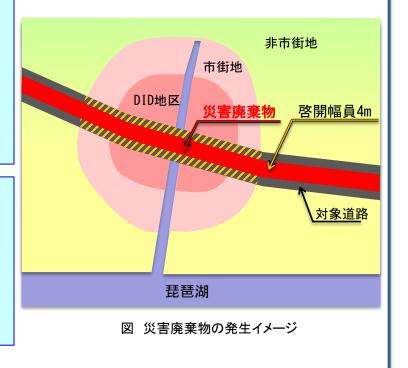
※3: 啓開区間延長×必要啓開車線数(複数車線:上下各1車線、2車線以下:1車線)×4m

②電柱の倒壊

- ➤ 無電柱化の整備が実施されていない、液状化危険度AまたはBの区間の電柱が 倒壊すると想定
- ▶ 電柱の設置間隔については、以下原単位を想定 DID地区:35m、市街地:45m、非市街地:50m
- ▶ 阪神淡路大震災における被害実績を基にした以下の電柱倒壊率を適用※ 震度7:6.7%、震度6強・6弱:0.5%、震度5強以下:0%

※出典:地震に強い電気設備のために(資源エネルギー庁編)

・被害規模は、滋賀県が公表している被害想定結果を 活用する。



5. 4. 2 被災想定量の算出方法 3) 放置車両等

基本的な考え方

- 大規模地震による立ち往生車両と放置車両の台数を想定し算出。
- ▶ 発災時の路上車両数は、R03道路交通センサスデータのピーク時間交通量と混雑時平均旅行速度から交通密度を求め、区間延長を掛け合わせることにより算出。

算出手法

放置車両等の移動

▶ 対象とする啓開道路上において、車両台数のうち6割は、「自走可で、誘導により自ら移動が可能な車両」と想定し、残り4割を啓開対象と想定し算出

【算出手法】

路上車両台数(台) = ピーク時間交通量(台/h) ×区間延長(km) 混雑時平均旅行速度(km/h)

・啓開対象は、路上車両台数のうち、必要啓開車線数(多車線:上下各1車線、2車線以下:1車線)分とする。

★★★放置車両等発生区間

6 割:自走可能な車両 4 割:自走不可な車両

対象道路

図 放置車両等の発生区間イメージ

表 発災後の車両割合

X 707(X) - 13 11 1		
対象	割合	
立ち往生車両	6割	
放置車両	3割	
その他	1割	

- ※関東地方整備局想定割合
- ※その他は被災して移動不能となった車両等



写真 放置車両等イメージ 出典:首都直下地震道路啓開計画(初版)H27.2

5. 4. 2 被災想定量の算出方法 4) 土砂(落石や自然斜面の崩壊)

基本的な考え方

▶ 落石や自然斜面の崩壊等について対策が必要な点検箇所を対象とし、震度6弱以上で崩壊するものと想定し算出。

算出手法

- 1) 対象:道路管理者が実施している「道路防災総点検結果」をもとに落石や自然斜面の崩壊等について「要対策」と評価されている箇所とする。
- 2) 被害規模: 収集した点検調書における想定流出土砂量を適用する。 なお、想定流出土砂量が不明な場合は、収集した点検調書における想定流出土砂量をもとに、1箇所あたりの平均想定 流出土砂量を算出し、この原単位を適用する。(=想定被災箇所×1箇所あたりの平均想定流出土砂量)

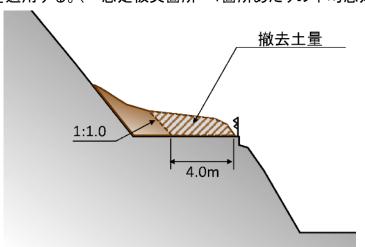


図 想定崩壊土量の発生および撤去イメージ

5.4.3 人員・資機材の必要量の算出方法

基本的な考え方

- ▶ 道路啓開を迅速かつ効率的に行うためには、被災状況に応じた啓開能力を確保することが必要。
- 想定した被災状況をもとに、啓開作業に必要となる人員や資機材量を算出。

対応項目(例)

項目	内容	被災想定の項目
①橋梁段差の 解消	・土のうで車輪通行幅の段差を解消することにより啓開する。	•橋梁段差
②ガレキ等の 除去	・バックホウ等で道路脇へ除去することにより啓開する。	・ガレキ等・土砂(落石や自然斜面等の崩壊)
③放置車両等 の撤去	・立ち往生車両、放置車両等は、大型 レッカー、ホイールローダ等により移動 させる	•放置車両等

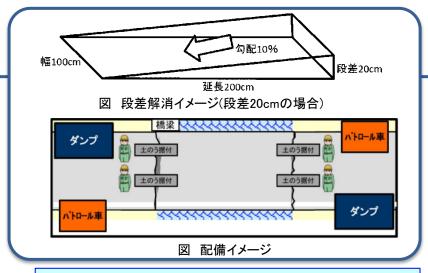
5.4.3 人員・資機材の必要量の算出方法 1)橋梁段差

基本的な考え方

- ▶ 橋梁段差については、土のうで車輪通行幅(1m)の段差を解消することにより啓開。
- ▶ 類似計画成果※を参考に、橋梁の耐震状況や周辺の地盤状況等を鑑み、10~30cm程度の段差が発生すると 想定して道路啓開速度、日数を算定。
- ※「首都直下地震道路啓開計画」の場合、揺れと液状化による想定段差の平均より約30cmと想定している。 「四国広域道路啓開計画」の場合、段差10cm以上の橋梁段差発生箇所について、想定段差を約20cmと想定している。

人員・資機材の想定

- ①1被災橋梁(上下線2箇所)あたりの必要人員
 - ・4人(段差解消作業員)+4人(車オペレータ)を想定
- ②1被災橋梁(上下線2箇所)あたりの必要機材
 - ・パトロール車、ダンプトラック各2台を想定
- ③ 1被災橋梁あたりの必要資材
 - ・10%で摺り付けるとして、20cmの段差では延長2.0m、幅1.0mで 1被災橋梁あたり0.8m3
 - ・「国土交通省土木工事積算基準」から、土のう1袋あたり0.02m3
 - <30cmの段差>土砂:1.8m³、土のう袋:約90袋、敷鉄板:4枚
 - <20cmの段差>土砂: 0.8m3、土のう袋:約40袋、敷鉄板:4枚
 - <10cmの段差>土砂: 0.2m3、土のう袋:約10袋、敷鉄板:4枚
 - ・保安設備(分離用コーン5m間隔、バリケード2基など)



- ④ 1被災橋梁あたりの作業時間
 - ・「国土交通省土木工事積算基準」から、土のう設置は 133袋あたり8時間/4人で算定
 - ・1被災橋梁を4人で作業するものとして算定
 - <30cmの段差>1箇所あたり90÷133×8≒5.4時間
 - <20cmの段差>1箇所あたり40÷133×8≒2.4時間
 - <10cmの段差>1箇所あたり10÷133×8≒0.6時間

5. 4. 3 人員・資機材の必要量の算出方法 2)ガレキ・土砂

基本的な考え方

- ガレキについては、バックホウ等で道路脇へ除去(必要に応じてダンプトラックにて運搬)することにより啓開する。 また、ガレキの除去に併せて、倒壊した電柱を道路脇へ除去。
- ▶ 土砂については、ガレキの除去と併せて、仮設道路を敷設しながら道路啓開を実施。

人員・資機材の想定

- ①1被災箇所あたりの必要人員
 - ・6人を想定
- ②1被災箇所あたりの必要機材
 - ・パトロール車、ユニック車、バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラックを想定 ※24時間対応が必要な場合は照明車の配備が必要
- ③ 1被災箇所あたりの必要資材
 - ・保安設備(分離用コーン5m間隔、バリケードなど)
- ④ 1被災箇所あたりの作業時間
 - ・ガレキの除去の施工速度は500m3/8h

※出典:土木工事標準積算基準書(共通編)令和5年度

ガレキの除去:p. I -2-4-1 ①掘削/土砂/オープンカット/押土なし/障害無し/50,000m3以上

- ・電柱の除去については30分/本を想定(停電を確認後に関係機関と連携して実施)
- ・土砂崩壊箇所もガレキ処理と同様の作業時間を想定(同様の人員・機械で対応)

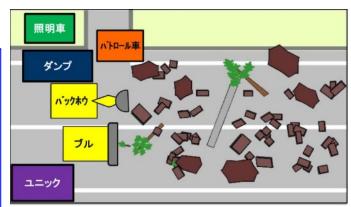


図 配備イメージ



写真 ガレキの撤去イメージ

5.4.3 人員・資機材の必要量の算出方法 3)放置車両等

基本的な考え方

立ち往生車両、放置車両等の路上車両は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動。

人員・資機材の想定

- ①1被災箇所あたりの必要人員
 - 5人を想定
- ②1被災箇所あたりの必要機材
 - ・パトロール車、ユニック車、大型レッカー車、ホイールローダを想定 ※24時間対応が必要な場合は<u>照明車</u>の配備が必要
- ③ 1被災箇所あたりの必要資材
 - ・保安設備(分離用コーン(5m間隔)、バリケードなど)
- ④ 1被災箇所あたりの作業時間
 - ・「第2回道路啓開時における路上車両移動技術研究会資料(H26.8)」から以下想定

項目	種別	啓開速度	対応機械	
①立ち往生車両	-	1分/台	パトロール車による誘導(運転者 乗車・自走可)	
②放置車両	大型	20分/台	大型レッカー車	
	小型	3分/台	ホイールローダ、フォークリフト等	
③その他**	大型	30分/台	大型レッカー車	
	小型	6分/台	ホイールローダ、フォークリフト等	
※被災して移動不能となった車両等(事故車両)				

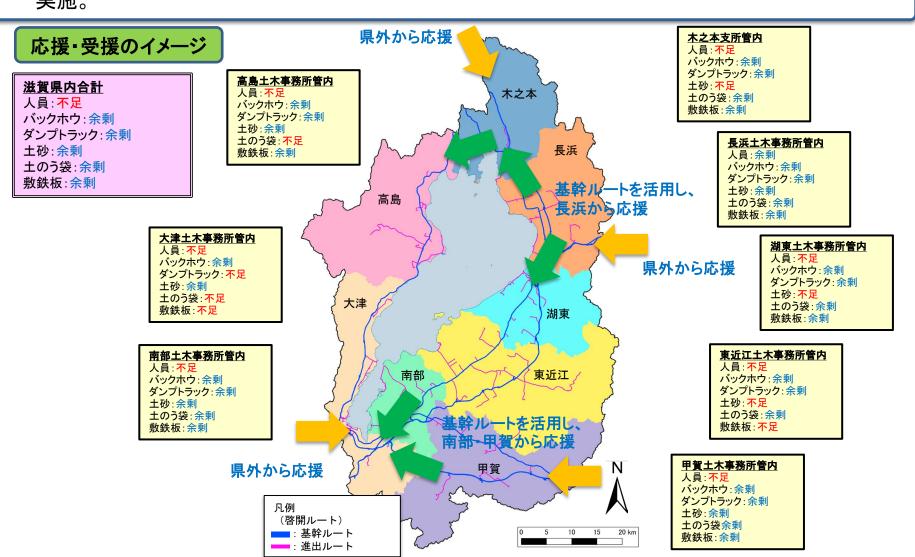
図 配備イメージ



図 路上車両の撤去イメージ

5. 4. 4 県外・管内間の応援・受援のイメージ

▶ 被災状況及び人員・資機材の稼働状況を踏まえ、今後、具体な応援・受援方策を検討し、支援を 実施。



5-5. 関係機関の役割分担

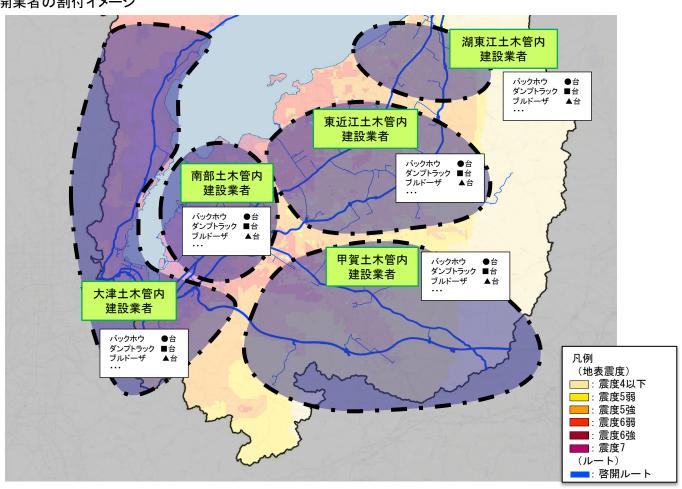
- 道路管理者、災害協定業者が行う道路啓開と並行し、人命救助等を警察、消防、自衛隊が実施。
- ▶ ライフラインの対応は、道路啓開と連携を図りつつライフライン事業者が実施。

	役割				
状況模式図	道路管理者 (災害協定業者)	警察	消防	陸上自衛隊	ライフライン事業者
主な役割	●パトロール●放置車両の移動・撤去●ガレキの除去	●人命救助	●人命救助	●人命救助 (災害派遣:警察・消防の一部 行使)	
1.道路パトロール	①パトロールによる被災状況 確認 ②要救助者の発見、関係機 関に通報 ③ライフラインの異常を発見、 ライフライン事業者に通報				④被災状況調査
2.人命救助		⑥ガレ ^ュ	⑤通報を受け現地に出動 ・内の捜索、救助、蘇生活動(協 ⑦病院に救急搬送	品働作業)	
3.心肺停止状態の搬送		(美)	
Ly of the state of			9搬送		
4.放置車両の移動・撤去	⑩放置車両の移動・撤去 (災害対策基本法第76条の6)	<u> </u>			
5.ガレキの撤去 道路啓開範囲 道路啓開可能範囲	⑫対象車線のガレキ撤去				①ライフライン対応 ・倒壊電柱、電線、通信線 ・危険物(ガス等) ・水道施設、下水道施設

5-6. 道路啓開の担当割付

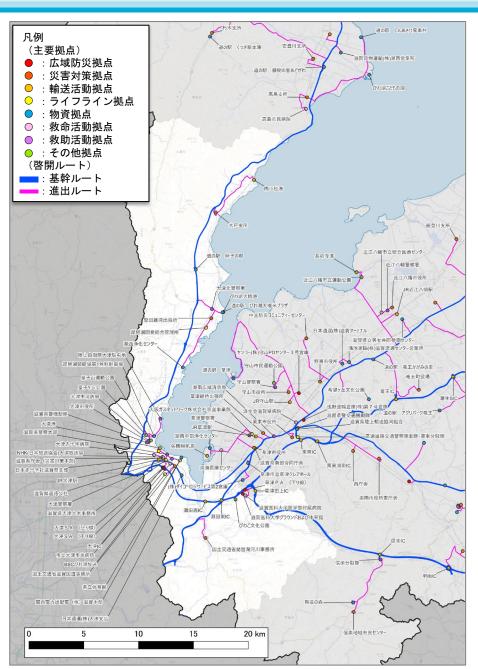
- 啓開作業は、被災状況を踏まえて各道路の通常時の維持管理体制で不十分な場合は、各管理者 と建設業団体が締結する災害協定に基づき、建設業団体に加盟する建設業者が実施することを基 本とする。
- ▶ 建設業団体は、災害協定に基づき、啓開対象路線の啓開作業が実施できる体制を土木管内ごとに あらかじめ構築し、道路管理者との情報共有を図る。

啓開業者の割付イメージ



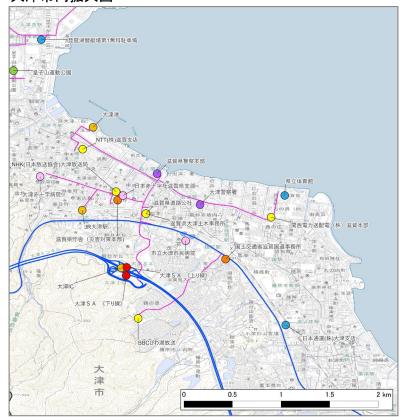
管内別道路啓開図

管内別道路啓開図【大津土木事務所管内】

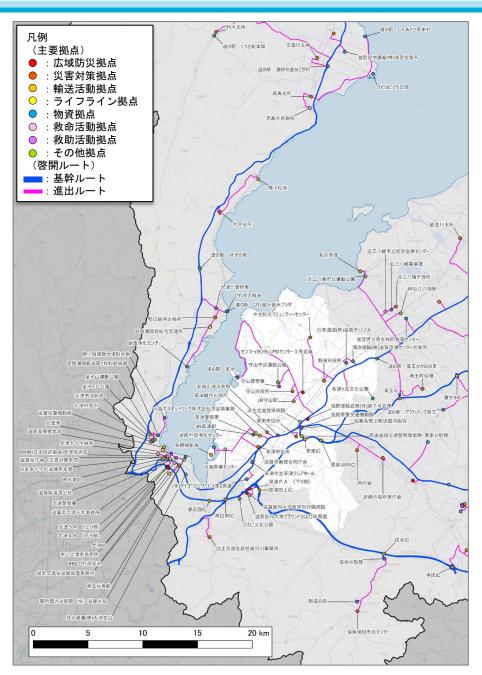


管理区分	啓開対象路線	路線数/延長	支部•企業数
国管理道路	国道1号 国道161号	2路線/32.8km	
県管理道路	国道422号 国道477号 県道2号大津能登川長浜線 県道18号大津草津線 県道47号伊香立浜大津線 県道56号大津インター線 県道103号大津停車場本宮線 県道108号南郷桐生草津線 県道307号北小松大物線 県道345号志賀インター線 県道558号高島大津線	11路線/21.5km	滋賀県建設業協会 大津支部 企業数:58社
その他管理道路	市道等	11.4km	

大津市内拡大図

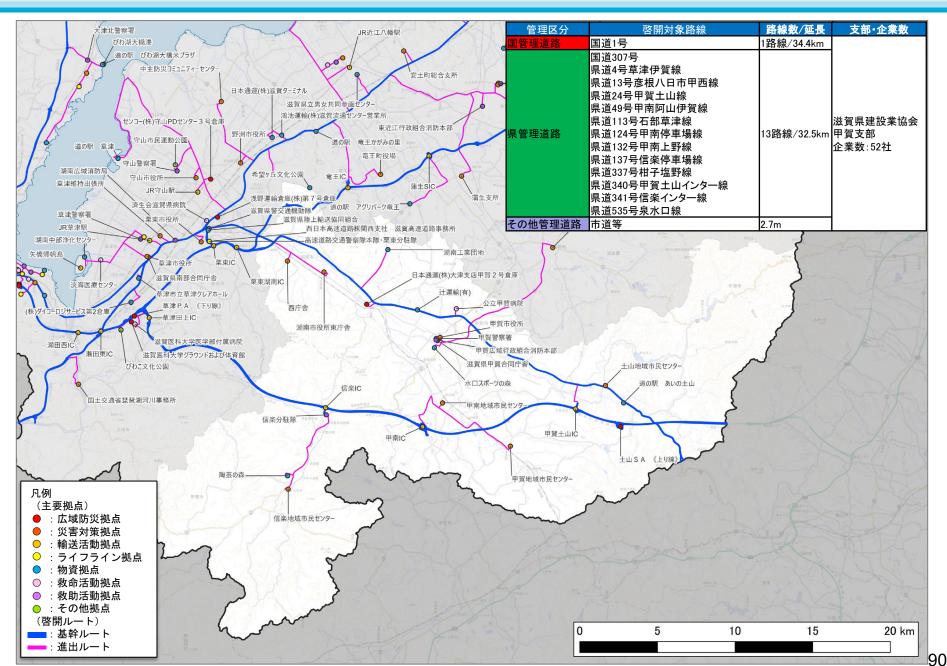


管内別道路啓開図【南部土木事務所管内】

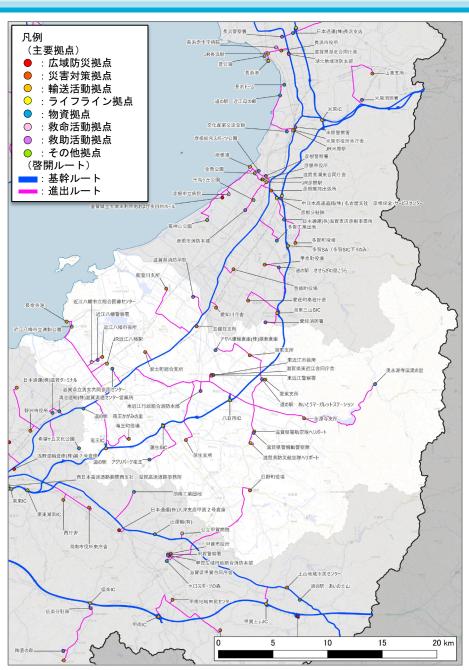


管理区分	啓開対象路線	路線数/延長	支部・企業数
国管理道路	国道1号 国道8号	2路線/26.0km	
県管理道路	県道2号大津能登川長浜線 県道11号守山栗東線 県道32号野洲中主線 県道42号草津守山線 県道43号平野草津線 県道43号平野草津線 県道555号上砥山上鈎線 県道141号山田草津線 県道142号下空大陸場線 県道155号六部野洲線 県道155号木部野洲線 県道324号希望が丘文化公園北線 県道342号草津田上インター線 県道355号5近江八幡大津線	15路線/27.7km	滋賀県建設業協会 湖南支部 企業数:59社
その他管理道路	市道等	18.1km	

管内別道路啓開図【甲賀土木事務所管内】

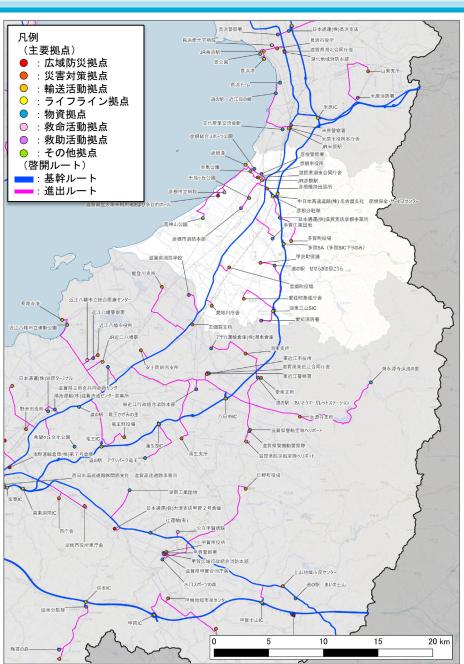


管内別道路啓開図【東近江土木事務所管内】



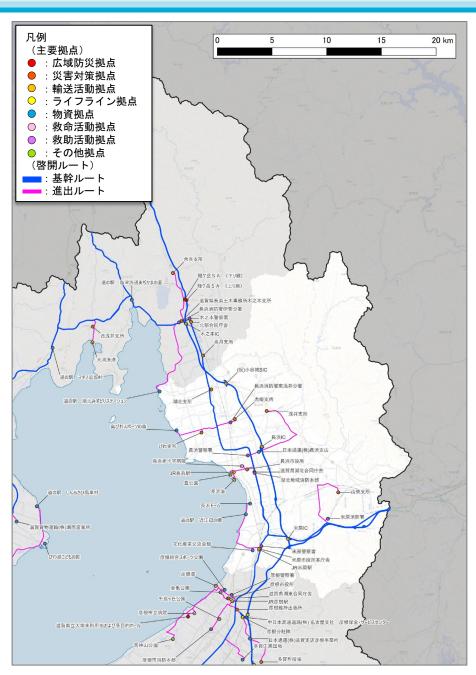
66 P.T ()		min Art all arter an	Tale alles A male alle
管理区分	啓開対象路線	路線数/延長	支部・企業数
国管理道路	国道8 号	1路線/14.4km	
県管理道路	国道307号 国道421号 国道477号 県道2号大津能登川長浜線 県道13号彦根八日市甲西線 県道25号彦根近江八幡線 県道26号大津守山近江八幡線 県道26号大津守山近江八幡線 県道41号土山蒲生近江八幡線 県道48号近江八幡守山線 県道52号栗見八日市線 県道52号栗見八川守・ 県道201号号坡土西生 県道200号号三津彦根線 県道200号三津彦根線 県道213号湖降野今在家 県真道216号所下東横関 県道216号市原東横関 県道216号大近江八幡 県道216号市際東横関 県道502号大近江川黄 県道502号小町瀬線 県道553号今簗瀬線	21路線/74.0km	滋賀県建設業協会 東近江支部 企業数:80社
その他管理道路	市道等	16.5km	

管内別道路啓開図【湖東土木事務所管内】



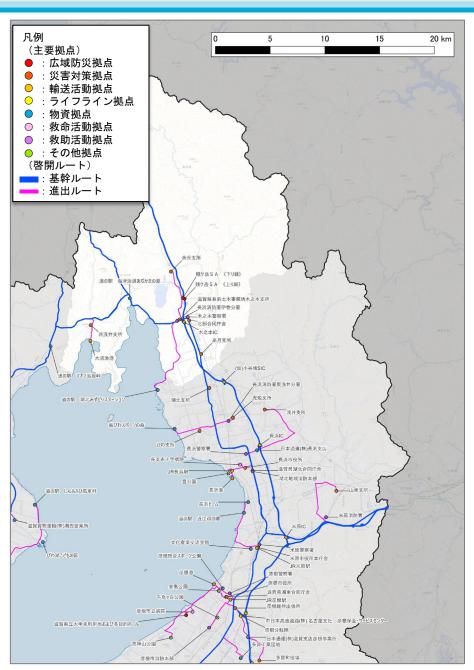
管理区分		路線数/延長	支部∙企業数
官理 区分 国管理道路 県管理道路	国道8号 国道306号 国道307号 県道2号大津能登川長浜線 県道6号彦根停車場線 県道13号彦根八日市甲西線 県道25号彦根近江八幡線 県道25号彦根近江八幡線 県道206号三津彦根線 県道216号馬摩野今在家八日市線 県道219号豊郷停車場線 県道224号多賀高野印線 県道224号多賀高野口線 県道224号敏瀬寺山インター線 県道344号湖東三山インター線 県道344号湖東三世インター線 県道517号彦根城線 県道558号彦根環状線	路線数/延長 1路線/17.4km 18路線/34.3km	滋賀県建設業協会
その他管理道路	県道542号安食西八目線 市道等	5.6km	

管内別道路啓開図【長浜土木事務所管内】



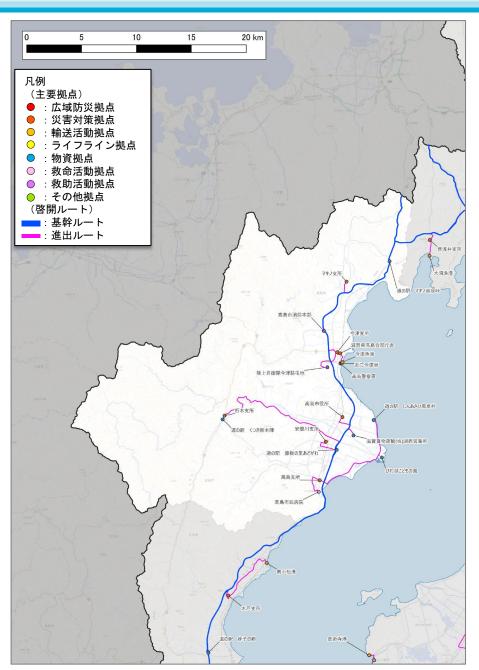
管理区分	啓開対象路線	路線数/延長	支部・企業数
国管理道路	国道8号 国道21号	2路線/33.8km	
県管理道路	国道365号 県道2号大津能登川長線 県道19号山東一色線 県道37号中山東上坂線 県道233号米康東 県道233号米康等 県道234号朝妻筑線 県道236号長浜港線 県道244号大野満上 県道248号大野満上 県道254号一丁 県道256号一丁野線 県道263号の野路根線 県道273号東野虎米線 県道273号東野虎米線 県道273号東野虎米線 県道273号市根 県道道273号東根 県道道273号市根 県道道273号市根 県道道273号市根 県道道273号市根 県道道273号市根 県道道273号市根 県道道209号市田長浜線	18路線/29.7km	滋賀県建設業協会 長浜支部 企業数:57社
その他管理道路	市道等	4.7km	

管内別道路啓開図【長浜土木事務所木之本支所管内】



管理区分	啓開対象路線	路線数/延長	支部•企業数
国管理道路	国道8号	1路線/19.7km	
県管理道路	国道303号 国道365号 県道44号木之本長浜線 県道513号葛篭尾崎大浦線 県道557号西浅井マキノ線	5路線/20.1km	滋賀県建設業協会 伊香支部 企業数:17社
その他管理道路	市道等	0.2km	

管内別道路啓開図【高島土木事務所管内】



管理区分	啓開対象路線	路線数/延長	支部・企業数
国管理道路	国道161号	1路線/40.4km	
県管理道路	国道303号 国道367号 県道23号小浜朽木高島線 県道38号太田安井川線 県道54号海津今津線 県道287号小荒路牧野沢線 県道291号今津停車場線 県道296号畑勝野線 県道297号安曇川高島線 県道303号北舟木北畑線 県道305号南舟木西万木線 県道333号安曇川今津線	13路線/30.5km	滋賀県建設業協会 高島支部 企業数:55社
その他管理道路	市道等	8.7km	

【雪害編】

1. 雪害における道路啓開

1-1. 背景

- ➤ 大規模災害時においても早期に緊急輸送道路等の機能を確保するため、滋賀県域の道路管理者及び交通管理者間で情報共有・連携する体制の構築を目的とし、道路法第28条の2に基づいた、「滋賀県域道路啓開計画策定ワーキンググループ」(以下、「ワーキンググループ」と称す)を令和6年1月に設立。
- ワーキンググループでは、滋賀県で甚大な被害が想定される地震「琵琶湖西岸断層帯」を検討。
- 令和6年6月の防災基本計画の修正において、 国は関係機関と連携して、あらかじめ道路啓 開計画(雪害、火山災害含む)を作成すること が義務づけ。
- ▶ 上記を踏まえて、本ワーキンググループにおいて、滋賀県域における雪害および火山災害に係る道路啓開計画を作成。

■防災基本計画における道路啓開計画の位置づけ

災害対策基本法

防災基本計画(令和6年6月28日修正)

第2編各災害に共通する対策編 ※

第1章 災害予防

○国 (国土交通省) は、発災後の道路の障害物除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。)による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

※ 地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害、海上災害、航空災害、 鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模火事災害、 林野火災 に共通する対策

国土交通省 防災業務計画 (今和6年6月28日修正)

第2編各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

○発災後の道路の障害物除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)による 道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会等の設置等によって他の道路管 理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、 より実効性の高い計画へと深化を図るなど事前の備えを推進するものとする。計 画の作成にあたっては、対象とする災害、地域、路線等を適切に定めるものとす る。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協 定の締結に努めるものとする。

地方整備局等の道路啓開計画策定状況(令和6年7月5日時点)

【策定済】北海道、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄 【策定中】東北、北陸

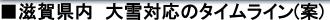
地域防災計画

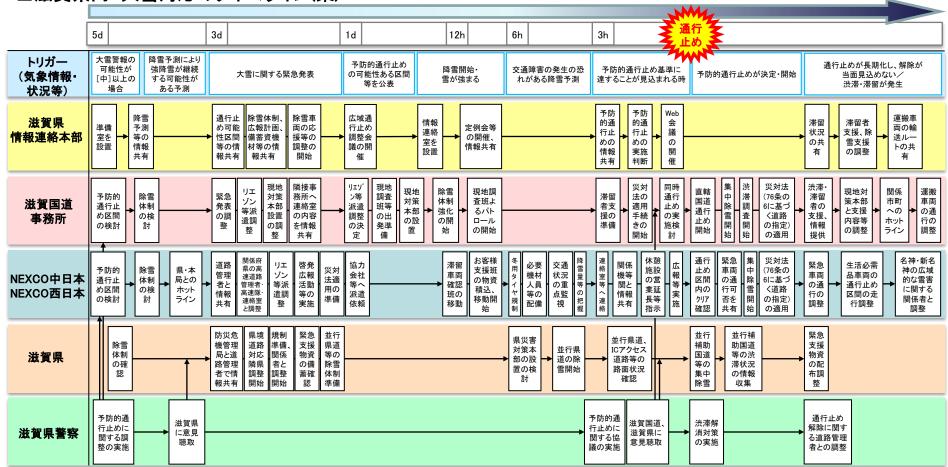
※都道府県、市区町村ごとに地域防災計画へ位置づけ。

3 1 都道府県で道路啓開計画済(令和6年7月5日時点)

1-2. 雪害時におけるタイムライン

- ▶ 雪害時には、滋賀国道事務所、滋賀県、NEXCO中日本、NEXCO西日本等で作成した「滋賀県内大雪対応のタイムライン(案)」に準じて行動。
- ▶ 道路管理者は、大雪警報等の気象情報をトリガーとして除雪体制を構築し、降雪状況・積雪状況等に応じて、広報活動・予防的通行止め・除雪作業等を実施。





【参考】スタック車両が発生した際の流れ

大雪時のスタック車両の移動において、近隣に避難する場所がなく、作業が長時間に及ぶ場合は、運転者等への健康上の配慮から、避難場所の提供や食料の配布、トイレの手配、 燃料の支給等について、自治体と連携して実施することが重要である。

1-3. 啓開作業(除雪作業)

- 各道路管理者は、関係機関(除雪業者等)と連携して、降雪・積雪の状況に応じて効率的な啓開作業(除雪作業)を実施し、主要道路の交通を確保。
- 各道路管理者は、各自で策定している「災害対策運用計画(雪害編)」、「道路除雪計画」等で定める基準等に基づき対応。

■各機関の大雪時の道路啓開(除雪)に関する計画

機関名	資料
滋賀国道事務所	雪害対策計画書
滋賀県	道路除雪計画
各市町(13市6町)	各市町の道路除雪に関する計画

■各機関の大雪時の体制および基準

機関名	体制および基準			
滋賀国道 事務所	注意体制 【基準】 ・雪に関する情報で除雪 等の作業が予測される ・風雪注意報・大雪注意 報当が発表され、対策部 長が必要と判断	注意強化体制 【基準】 ・通行障害の発生が予測され体制を 強化する必要あり ・風雪注意報・大雪注意報当が発表 され、対策部長が体制を強化する 必要があると判断 ・対策部長又は近畿地方整備局道 路対策本部長が指示	警戒体制 【基準】 ・大雪警報等が発表され、 対策部長が必要と判断 ・雪により通行障害が発 生 ・道路対策本部長が指示 ・対策部長が必要と判断	非常体制 【基準】 ・大雪特別警報又は大雪に関する緊急発表がなされ、対策 部長が必要と判断 ・重大な被害が発生し、交通が遮断 ・降雪時通行規制区間で除雪作業等のため通行止めを実施 ・豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領 による体制が発令 ・道路対策本部長が指示 ・対策部長が必要と判断
滋賀県	準備体制 【基準】 ・気象情報等により、 10cm以上の降雪が予想 される	配備体制 【基準】 ・積雪量が10cm程度になってから、 警戒体制に移行するまで ・第1配備:大雪注意報発令(風必要 と判断雪注意報発令時は事務所に おいて必要と判断 ・第2配備:大雪警報等発令	警戒体制 【基準】 ・県内の指定雪量観測点 の1/2以上が、概ね警戒 積雪深に達した(近畿地 方整備局長が知事と協 議して決定)	緊急体制 【基準】 ・県内の指定雪量観測点のうちの大部分が警戒積雪深を大幅に越え、緊急事態に陥ると判断(近畿地方整備局長が知事と協議して決定)

1-4. 乗員保護の取り組み

1.4.1 乗員保護の取り組み

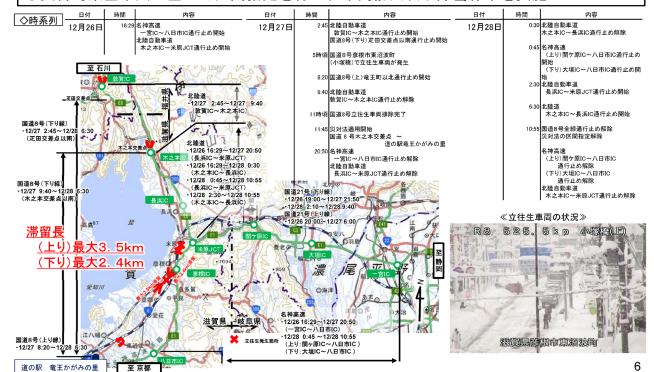
▶ 平成30年2月の大雪(福井豪雪)や令和3年1月の大雪等において、除雪作業や滞留車両の排出等による交通確保に加え、国、県、地元自治体、および自衛隊が連携し、食料・水等の配布やホテルへの一時避難などの乗員保護に関する取り組みを実施。

■滋賀県内の雪害対応

令和3年度の主な滞留事例(国道8号・滋賀県彦根市)



- 〇令和3年12月26日から滋賀県内で大雪となり、彦根市の24時間降雪量が73cmを観測
- 〇国道8号で大型車の立ち往生等を契機に、最大で3kmを超える車両滞留が発生
- ○災害対策基本法に基づく区間指定を行い、車両排出及び除雪作業を実施









【火山編】

1. 火山における道路啓開

1-1. 背景

- ▶ 大規模災害時においても早期に緊急輸送道路等の機能を確保するため、滋賀県域の道路管理者及び交通管理者間で情報共有・連携する体制の構築を目的とし、道路法第28条の2に基づいた、「滋賀県域道路啓開計画策定ワーキンググループ」(以下、「ワーキンググループ」(以下、「ワーキンググループ」(以下、「ワーキンググループ」と称す)を令和6年1月に設立。
- ワーキンググループでは、滋賀県で甚大な被害が想定される地震「琵琶湖西岸断層帯」を検討。
- 令和6年6月の防災基本計画の修正において、 国は関係機関と連携して、あらかじめ道路啓 開計画(雪害、火山災害含む)を作成すること が義務づけ。
- ▶ 上記を踏まえて、本ワーキンググループにおいて、滋賀県域における雪害および火山災害に係る道路啓開計画を作成。

■防災基本計画における道路啓開計画の位置づけ

災害対策基本法

防災基本計画(令和6年6月28日修正)

第2編各災害に共通する対策編 ※

第1章 災害予防

○国 (国土交通省) は、発災後の道路の障害物除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。)による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

※ 地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害、海上災害、航空災害、 鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模火事災害、 林野火災 に共通する対策

国土交通省 防災業務計画 (今和6年6月28日修正)

第2編各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

○発災後の道路の障害物除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)による 道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会等の設置等によって他の道路管 理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、 より実効性の高い計画へと深化を図るなど事前の備えを推進するものとする。計 画の作成にあたっては、対象とする災害、地域、路線等を適切に定めるものとす る。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協 定の締結に努めるものとする。

地方整備局等の道路啓開計画策定状況(令和6年7月5日時点)

【策定済】北海道、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄 【策定中】東北、北陸

地域防災計画

※都道府県、市区町村ごとに地域防災計画へ位置づけ。

3 1 都道府県で道路啓開計画済(令和6年7月5日時点)

1-2. 火山災害における道路啓開

▶ 滋賀県は火山災害警戒地域に位置付けられていないことから、火山災害を対象災害としない。

火山災害警戒地域

(令和6年8月1日現在)

	ヘロタ日星がる (令和6年8月1日現在)							
火山名	都道県	市町村	市町村数	火山名	都道県	市町村	市町村数	
アトサヌブリ	北海道	清里町、弟子屈町	2	MARRA I.	群馬県	長野原町、嬬恋村		
雌阿寒岳	北海道	釧路市、足寄町、白糠町	3	浅間山 長		小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町	6	
大雪山	北海道	上川町、東川町、美瑛町	3	er Wide . I .	新潟県	糸魚川市、妙高市	- 3	
十勝岳	北海道	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、新得町	6	新潟焼山	長野県	小谷村		
樽前山	北海道	苫小牧市、千歳市、白老町	3	弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町		
俱多楽	北海道	登別市、白老町	2	焼岳	長野県	松本市	2	
有珠山	北海道	伊達市、壮瞥町、洞爺湖町	3	»tu	岐阜県	高山市		
北海道駒ヶ岳	北海道	七飯町、鹿部町、森町	3	乗鞍岳	長野県	松本市	2	
恵山	北海道	函館市	1	未採苗	岐阜県	高山市		
岩木山	青森県	弘前市、鰺ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、板柳町、鶴田町	6	御嶽山	長野県	上松町、王淹村、木曽町	- 5	
八甲田山	青森県	青森市、十和田市	2	1甲級以	岐阜県	高山市、下呂市	5	
		青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、		白山	石川県	白山市	2	
	青森県	藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、		ПШ	岐阜県	白川村		
十和田		おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村	30		神奈川県	相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町		
	岩手県	二戸市、八幡平市		富士山 山梨県	山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	27	
	秋田県	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、藤里町	1		静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、 小山町	•	
秋田焼山	秋田県	鹿角市、仙北市	2	箱根山	神奈川県	箱根町	1	
岩手山	岩手県	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町	4	伊豆東部火山群	静岡県	熱海市、伊東市、伊豆市	3	
秋田駒ヶ岳	岩手県	雫石町			東京都	大島町	1	
大田制ケ 山	秋田県	仙北市	2	新島		利島村、新島村、神津島村	3	
鳥海山	秋田県	由利本荘市、にかほ市	4	神津島	東京都	新島村、神津島村	2	
局海山	山形県	酒田市、遊佐町	4	三宅島	東京都	三宅村	1	
	岩手県	一脚市		八丈島	東京都	八丈町	1	
栗駒山	宮城県	栗原市	6	青ヶ島	東京都	青ヶ島村	1	
	秋田県	横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村		鶴見岳·伽藍岳	大分県	別府市、宇佐市、由布市、日出町	4	
蔵王山	宮城県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町	- 5	九重山	大分県	竹田市、由布市、九重町	3	
咸土山	山形県	山形市、上山市]	阿蘇山	熊本県	阿蘇市、高森町、南阿蘇村	3	
吾妻山	山形県	米沢市	3	雲仙岳	長崎県	島原市、雲仙市、南島原市	3	
百多四	福島県	福島市、猪苗代町]	霧島山	宮崎県	都城市、小林市、えびの市、高原町	6	
安達太良山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町	6	粉砌山	鹿児島県	霧島市、湧水町		
磐梯山	福島県	会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村	7	桜島	鹿児島県	鹿児島市、垂水市	2	
那須岳	福島県	下郷町、西郷村	4	薩摩硫黄島	鹿児島県	三島村	1	
那 須岳 栃木県		那須塩原市、那須町	<u> </u>	口永良部島	鹿児島県	屋久島町	1	
日光白根山	栃木県	日光市	- 3	中之島		十島村	1	
нини	群馬県	沼田市、片品村		諏訪之瀬島	鹿児島県	十島村	1	
草津白根山	群馬県	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町	- 5	【合計】50火山	23 都道県	179市町村	延べ203	
平井口採出	長野県	高山村	"					

出典:火山災害警戒地域(内閣府)

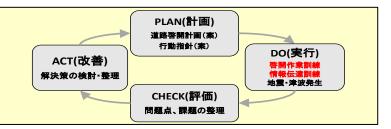
継続的な取組み【共通】

継続的な取組み【共通】

▶ 計画の実効性をさらに担保していくために、今後とも本協議会を活用し、連携・協力体制を構築するとともに、以下の取組みを継続的に実施。

PDCAサイクル

■PDCAサイクルの一環として訓練(啓開作業・情報伝達訓練)を実施し、道路啓開計画(案)等 に随時反映



実施項目

災害時の道路啓開活動の実効性向上に向け、①訓練実施・計画の見直し、②周知・広報実施、③技術力向上の3つを実施。

①訓練実施・計画の見直し

災害時に的確な情報共有や啓開活動を実施するため、「知識習得(個人)」、「個別訓練(個人・組織内)」、「連携訓練(多機関)」の3項目を実施。訓練で得られた課題や道路啓開に関連する計画・ガイドラインを踏まえて、計画を適宜見直し。

②周知•広報実施

道路啓開の関係機関内での研修・教育、担当者異動による情報の引継ぎ等を実施するとともに、報道機関等と連携して、地域住民に向けた道路啓開に関する周知・広報を実施。

③技術力向上

情報収集・情報共有の円滑性向上に向けて、訓練で得られた課題に対応したシステムの改良、および最新技術(段差処理技術・車両撤去技術・除雪技術 等)の活用や習熟を継続的に実施。

滋賀県域道路啓開計画(案)の作成・修正の履歴

年月	主な内容	
令和6年9月	▶ 滋賀県域道路啓開計画(案)の策定	
令和7年1月	▶ 滋賀県域道路啓開計画(案)の一部改定・能登半島地震の課題を踏まえた修正・防災基本計画(R6.6)の修正を踏まえた雪害編及び火山編の追加	